

早稲田大学大学院学則

第1章 総則

(設置の目的)

第1条 本大学院は、高度にして専門的な学術の理論および応用を研究、教授し、その深奥を究めて、文化の創造、発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本大学院は、研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表のとおり定め、公表する。

(博士課程)

第2条 本大学院に博士課程をおく。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程のうち、前期2年、後期3年に区分することができ、この区分をするものを「区分制博士課程」といい、この区分をしないものを「一貫制博士課程」という。

4 区分制博士課程における前期2年の課程は「修士課程」といい、この場合における後期3年の課程は「博士後期課程」という。

5 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

6 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(専門職学位課程)

第2条の2 本大学院に専門職学位課程をおく。

2 前項の専門職学位課程は、専門職大学院と称することができる。

3 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、専攻分野の特性により必要があると認められる場合には、その標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合など、教育研究上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満または2年を超える期間とすることができる。

(法科大学院)

第2条の3 前条の専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

2 法科大学院の標準修業年限は、前条第3項の規定にかかわらず、3年とする。

(教職大学院)

第2条の3の2 第2条の2の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものは、教職大学院とする。

2 教職大学院の標準修業年限は、第2条の2第3項の規定にかかわらず、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間または2年を超える期間とすることができる。

4 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

(課程の趣旨)

第3条 一貫制博士課程および博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を

要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うものとする。

(研究科の構成)

第4条 本大学院に次の研究科をおき、各研究科にそれぞれの専攻をおく。

研究科	課程			
	修士課程	専門職学位課程	博士後期課程	一貫制博士課程
政治学研究科	政治学専攻	公共経営専攻（専門職大学院）	政治学専攻	——
経済学研究科	経済学専攻	——	経済学専攻	——
法学研究科	民事法学専攻 公法学専攻 基礎法学専攻 先端法学専攻	法曹養成専攻（法科大学院）	民事法学専攻 公法学専攻	——
文学研究科	人文科学専攻	——	人文科学専攻	——
商学研究科	商学専攻	——	商学専攻	
基幹理工学研究科	数学応用数理専攻 機械科学・航空宇宙専攻 電子物理システム学専攻 表現工学専攻 情報理工・情報通信専攻 材料科学専攻	——	数学応用数理専攻 機械科学・航空宇宙専攻 電子物理システム学専攻 表現工学専攻 情報理工・情報通信専攻 材料科学専攻	——
創造理工学研究科	建築学専攻 総合機械工学専攻 経営システム工学専攻 経営デザイン専攻 建設工学専攻 地球・環境資源理工学専攻	——	建築学専攻 総合機械工学専攻 経営システム工学専攻 経営デザイン専攻 建設工学専攻 地球・環境資源理工学専攻	——
先進理工学研究科	物理学及応用物理学専攻 化学・生命化学専攻 応用化学専攻 生命医科学専攻 電気・情報生命専攻 生命理工学専攻 ナノ理工学専攻 —— —— 共同原子力専攻	——	物理学及応用物理学専攻 化学・生命化学専攻 応用化学専攻 生命医科学専攻 電気・情報生命専攻 生命理工学専攻 ナノ理工学専攻 共同先端生命医科学専攻 共同先進健康科学専攻 共同原子力専攻	先進理工学専攻

教育学研究科	学校教育専攻 国語教育専攻 英語教育専攻 社会科教育専攻 数学教育専攻	高度教職実践専攻（教職大学院）	教育基礎学専攻 教科教育学専攻	——
人間科学研究科	人間科学専攻	——	人間科学専攻	——
社会科学研究科	地球社会論専攻 政策科学論専攻	——	地球社会論専攻 政策科学論専攻	——
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	——	スポーツ科学専攻	——
アジア太平洋研究科	国際関係学専攻	——	国際関係学専攻	——
日本語教育研究科	日本語教育学専攻	——	日本語教育学専攻	——
情報生産システム研究科	情報生産システム工学専攻	——	情報生産システム工学専攻	——
法務研究科	——	法務専攻（法科大学院）	——	——
会計研究科	——	会計専攻（専門職大学院）	——	——
環境・エネルギー研究科	環境・エネルギー専攻	——	環境・エネルギー専攻	——
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション研究専攻	——	国際コミュニケーション研究専攻	——
経営管理研究科	——	経営管理専攻（専門職大学院）	——	——

（収容定員）

第5条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程または専門職学位課程		博士後期課程または一貫制博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
政治学研究科	政治学専攻 公共経営専攻（専門職大学院）	135	270	30	90	360
	計	135	270	30	90	360
経済学研究科	経済学専攻	100	200	40	120	320
法学研究科	民事法学専攻	35	70	22	66	136
	公法学専攻	15	30	18	54	84
	基礎法学専攻	10	20	—	—	20
	先端法学専攻	20	20	—	—	20
	法曹養成専攻（法科大学院）	200	600	—	—	600
	計	280	740	40	120	860
文学研究科	人文科学専攻	210	420	155	465	885
商学研究	商学専攻	80	160	40	120	280

科						
基幹理工 学研究科	数学応用数理専攻	90	180	25	75	255
	機械科学・航空宇宙専攻	115	230	20	60	290
	電子物理システム学専攻	45	90	7	21	111
	表現工学専攻	45	90	8	24	114
	情報理工・情報通信専攻	140	280	40	120	400
	材料科学専攻	30	60	10	30	90
	計	465	930	110	330	1,260
創造理工 学研究科	建築学専攻	125	250	20	60	310
	総合機械工学専攻	100	200	12	36	236
	経営システム工学専攻	55	110	10	30	140
	経営デザイン専攻	45	90	10	30	120
	建設工学専攻	70	140	12	36	176
	地球・環境資源理工学専攻	90	180	15	45	225
	計	485	970	79	237	1,207
先進理工 学研究科	物理学及応用物理学専攻	105	210	20	60	270
	化学・生命化学専攻	50	100	8	24	124
	応用化学専攻	90	180	23	69	249
	生命医科学専攻	60	120	10	30	150
	電気・情報生命専攻	125	250	14	42	292
	生命理工学専攻	70	140	15	45	185
	ナノ理工学専攻	35	70	7	21	91
	先進理工学専攻	—	—	15	75	75
	共同先端生命医科学専攻	—	—	5	15	15
	共同先進健康科学専攻	—	—	4	12	12
	共同原子力専攻	15	30	4	12	42
	計	550	1,100	125	405	1,505
教育学研 究科	学校教育専攻	30	60	—	—	60
	国語教育専攻	21	42	—	—	42
	英語教育専攻	21	42	—	—	42
	社会科教育専攻	27	54	—	—	54
	数学教育専攻	18	36	—	—	36
	教育基礎学専攻	—	—	11	33	33
	教科教育学専攻	—	—	20	60	60
	高度教職実践専攻（教職大学院）	60	120	—	—	120
	計	177	354	31	93	447
人間科学 研究科	人間科学専攻	120	240	45	135	375
社会科学 研究科	地球社会論専攻	30	60	12	36	96
	政策科学論専攻	30	60	12	36	96
	計	60	120	24	72	192
スポーツ	スポーツ科学専攻	140	280	30	90	370

科学研究科						
アジア太平洋研究科	国際関係学専攻	120	240	30	90	330
日本語教育研究科	日本語教育学専攻	50	100	15	45	145
情報生産システム研究科	情報生産システム工学専攻	200	400	20	60	460
法務研究科	法務専攻（法科大学院）	募集停止				
会計研究科	会計専攻（専門職大学院）	100	200	—	—	200
環境・エネルギー研究科	環境・エネルギー専攻	50	100	7	21	121
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション研究専攻	50	100	10	30	130
経営管理研究科	経営管理専攻（専門職大学院）	255	510	—	—	510

第2章 教育方法等

（教育方法）

第6条 本大学院の教育は、授業科目および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第6条の2 次に掲げる研究科は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法によって教育を行うことができる。

- 一 政治学研究科
- 二 経済学研究科
- 三 法学研究科
- 四 商学研究科
- 五 教育学研究科
- 六 人間科学研究科
- 七 社会科学研究科
- 八 アジア太平洋研究科
- 九 日本語教育研究科
- 十 会計研究科
- 十一 スポーツ科学研究科
- 十二 経営管理研究科

（履修方法等）

第7条 各研究科における授業科目、単位数および研究指導ならびにこれらの履修方法は別表のとおりとする。

- 2 学生の研究指導を担当する教員を指導教員という。
 - 3 本大学院の講義、演習、実習などの授業科目の単位数の計算については、早稲田大学学則（1949年4月1日示達）第12条および第13条の規定を準用する。
- （他研究科または学部の授業科目の履修）

第8条 当該学術院教授会または研究科運営委員会（以下「研究科運営委員会等」という。）において、教育研究上有益と認めるときは、他の研究科の授業科目または学部の授業科目を履修させ、これを第13条、第13条の2、第13条の3、第13条の4または第14条に規定する単位に充当することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第8条の2 当該研究科運営委員会等において教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院または他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含み、早稲田大学学則第52条に規定する単位として算入したものを除く。）を、第13条に規定する単位（次項において「修了要件単位」という。）に充当することができる。

2 前項の規定により修了要件単位に充当することができる単位数は、当該学生が入学した研究科において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、その総数は、修了要件単位数の2分の1を超えないものとする。

（授業科目の委託）

第9条 当該研究科運営委員会等において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）とあらかじめ協議の上、その大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修させた単位は15単位を超えない範囲、かつ、第8条の2第2項の規定により修了要件単位に充当することができる単位数と合わせて20単位を超えない範囲で修了要件単位に充当することができる。

（専門職学位課程における単位認定）

第9条の2 第8条の2および第9条第2項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、当該研究科運営委員会等において教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院または他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）および入学後に他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）において修得した単位を、当該課程の修了要件として定める単位の2分の1を超えない範囲で、第13条の2に規定する単位に充当することができる。

（法科大学院における単位認定）

第9条の3 前条の規定にかかわらず、法科大学院においては、教育上有益と認めるときは、学生が入学後に他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）において履修した授業科目により修得した単位を、30単位を超えない範囲で法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、第13条の3に規定する単位に充当することができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

2 前条の規定にかかわらず、法科大学院においては、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に本大学院または他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、第13条の3に規定する単位に充当することができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、第1項の規定により本大学院において修得したとみなす単位数と合わせて30単位（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

4 前項までの規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者またはこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者については、46単位（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、第13条の3に規定する単位に充当することができる。

（法学既修者）

第9条の4 法科大学院においては、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）については、研究科運営委員会が認めた場合に限り、30単位を超えない範囲で法科大学院が認める単位を修得したものとみなし、第13条の3に規定する単位に充当することができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その

超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（前項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、前条第1項および第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（前条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

3 前項までの規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者またはこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者については、46単位（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で法科大学院が認める単位を修得したものとみなし、第13条の3に規定する単位に充当することができる。

（教職大学院における単位認定）

第9条の5 第9条の2の規定にかかわらず、教職大学院においては、当該研究科運営委員会等において教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院または他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）および入学後に他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）において修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、第13条の4に規定する単位に充当することができる。

（研究指導の委託）

第10条 当該研究科運営委員会等において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院または研究所（外国の大学の大学院または研究所および国際連合大学を含む。）とあらかじめ協議の上、本大学院の学生にその大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（単位の認定）

第11条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

（試験および成績評価）

第12条 授業科目に関する試験は、当該研究科運営委員会等の定める方法によって、毎学年末、またはその研究科運営委員会等が適当と認める時期に行う。

2 授業科目の成績は、A⁺、A、B、CおよびFの五級に分ち、A⁺、A、BおよびCを合格とし、Fを不合格とする。ただし、研究指導等の成績については、PおよびQの二級に分ち、Pを合格とし、Qを不合格とすることができる。

第3章 課程の修了および学位の授与

（修士課程の修了要件）

第13条 修士課程の修了の要件は、大学院修士課程に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻または学生の履修上の区分にあつては、第1項の前段に規定する在学年数については、当該標準修業年限以上在学するものとする。

4 研究科運営委員会等は、第8条の2の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位（第28条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第13条の2 専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位以上を修得し、その他各研究科の定める教育課程を修了することとする。

- 2 2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻または学生の履修上の区分にあつては、在学期間については、当該標準修業年限以上在学するものとする。
- 3 研究科運営委員会等は、第9条の2の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（第28条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。
- （法科大学院の修了要件）
- 第13条の3 前条の規定にかかわらず、法科大学院の課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、法科大学院の定める教育課程を修了することとする。ただし、在学期間に関しては、第9条の3第2項および第9条の4により単位の認定を受けた者について、研究科運営委員会が認めた場合に限り、1年を超えない範囲で短縮できるものとする。
- 2 法科大学院は、第9条の3第2項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位（第28条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
- （教職大学院の修了要件）
- 第13条の4 第13条の2の規定にかかわらず、教職大学院の修了要件は、大学院に教職大学院が定める標準修業年限以上在学し、所定の単位以上（高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得し、教職大学院の定める教育課程を修了することとする。
- 2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部または一部を免除することができる。
- 3 教職大学院は、第9条の5の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位を教職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して教職大学院の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。
- （博士課程の修了要件）
- 第14条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めた所定の単位を修得し、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 第2条第6項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者および第13条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、博士課程に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めた所定の単位を修得し、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 研究科運営委員会等は、第8条の2の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位（第28条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、修士課程を修了した者の第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

- 5 前4項の規定にかかわらず、第29条第2号、第3号、第4号および第5号の規定により、博士後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士課程に3年以上在学し、各研究科の定めた所定の博士論文提出資格要件を満たし、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 第1項から第4項の規定にかかわらず、専門職学位課程を修了した者の博士課程の修了要件は、博士課程に5年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科運営委員会等の行う博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、標準修業年限を1年以上2年未満もしくは2年とした専門職学位課程を修了した場合は、博士課程に3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上、または法科大学院の課程を修了した場合は1年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 博士論文を提出しないで退学した者のうち、博士後期課程の場合は3年以上、一貫制博士課程の場合は5年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して3年以内に限り、当該研究科運営委員会等の許可を得て、博士論文を提出し、試験を受けることができる。

(博士学位の授与)

第15条 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

(修士学位の授与)

第16条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

(専門職学位の授与)

第16条の2 本大学院の専門職学位課程を修了した者には、修士(専門職)の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。

3 第1項の規定にかかわらず、教職大学院を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(課程によらない者の博士学位の授与)

第17条 博士学位は、第15条の規定にかかわらず、博士論文を提出して、その審査および試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士課程を修了した者と同様に広い学識を有することを確認された者に対しても授与することができる。

(学位規則)

第18条 この学則に定めるもののほか、学位に付記する専攻分野名その他学位に関し必要な事項は、早稲田大学学位規則(1976年教務達第2号)をもって別に定める。

第4章 教員、運営委員会および職員

(担当教員)

第19条 本大学院における授業科目の担当は、本大学の教授、准教授、講師、助教、特任教授、客員教授、客員准教授および客員講師が行う。ただし、特別の事情がある場合には、研究員が授業科目を担当することができる。

2 本大学院における研究指導は、本大学の教授、准教授、特任教授、客員教授および客員准教授が行う。ただし、特別の事情があるときは専任講師、講師(テニュアトラック)、講師(任期付)、客員講師または研究員が行うことができる。

3 第1項ただし書の規定により研究員に授業科目を担当させる場合または前項ただし書の規定により専任講師、講師(テニュアトラック)、講師(任期付)、客員講師もしくは研究員に研究指導を行わせる場合は、教授会(大学院規則第4条の3第2項の規定により、教授会が、研究科運営委員会の議決をもって、教授会の議決とすることとした場合は、研究科運営委員会。次項において同じ。)の議を経なければならない。

4 前項の専任講師、講師(テニュアトラック)、講師(任期付)、客員講師または研究員に研究指導を行わせる場合の教授会の議決は、議決権者の3分の2以上が出席し、その出席者の過半数をもってしなければならない。この場合において、外国出張中の者、休職中の者、病気その他の理由により引き続き2か月以上欠勤中の者は、議決権者の数に算入しない。

第20条および第21条 削除

(研究科長会)

第22条 本大学院に、各研究科に共通する事項を審議するため、研究科長会を置く。

2 研究科長会に関する事項は、大学院研究科長会規程（1976年教務達第9号）をもって別に定める。

(独立研究科運営協議会)

第23条 独立研究科に共通する重要事項を議決するため、独立研究科運営協議会を置く。

2 独立研究科運営協議会に関する事項は、早稲田大学独立研究科運営協議会規程（2004年規約第04-14号の9）をもって別に定める。

(事務組織)

第24条 本大学院の事務組織に関する事項は、早稲田大学事務組織規則（1987年庶文達第20号の1）をもって別に定める。

第5章 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第25条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

3 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第26条 定期休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 本大学創立記念日（10月21日）

四 夏季休業 8月上旬から9月20日まで

五 冬季休業 12月下旬から翌年1月5日まで

六 春季休業 2月上旬から3月31日まで

2 夏季、冬季、春季休業期間の変更または臨時の休業日については、その都度公示する。

3 休業日でも、特別の必要があるときは授業を行うことがある。

第6章 入学、休学、退学、転学、専攻の変更および懲戒

(入学の時期)

第27条 入学時期は、毎学期の始めとする。

(修士課程、専門職学位課程および一貫制博士課程の入学資格)

第28条 本大学院の修士課程、専門職学位課程および一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者

四 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者（法科大学院においては、当該単位の修得状況およびこれに準ずるものとして当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力および資質を有すると認める者を含む。）

七 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学許可)

第28条の2 前条の入学資格を満たし、かつ本大学院所定の検定に合格した者について、入学を許可する。

2 前項の規定にかかわらず、本大学において授与した博士学位を取り消された者は、一貫制博士課程への入学を許可しない。

（博士後期課程の入学資格）

第29条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 修士または修士（専門職）もしくは法務博士（専門職）の学位を得た者
- 二 外国において修士もしくは修士（専門職）の学位またはこれに相当する学位を得た者
- 三 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を得た者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士または修士（専門職）もしくは法務博士（専門職）の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

第29条の2 前条の入学資格を満たし、かつ本大学院所定の検定に合格した者について、入学を許可する。

2 前項の規定にかかわらず、本大学において授与した博士学位を取り消された者は、入学を許可しない。

（入学検定の手続）

第30条 本大学院に入学を志願する者は、大学が定める期日までに、大学に別表1に定める入学検定料を納付し、必要書類を提出しなければならない。

（入学手続）

第31条 入学または転入学を許可された者は、大学が指定する入学手続期間内に、大学に入学金ならびに最初の学期に係る授業料、施設費、教育環境整備費、演習料および実験演習料を納め、所定の書類を提出しなければならない。

（保護者等）

第32条 保護者等（学生が学修研究活動を円滑に遂行していく上で、本大学院と連携し、学生を指導、支援する立場の者をいう。以下同じ。）は、学生が在学中に本大学院の諸規則、指示および遵守事項を守りよう指導し、監督する責任を負う。

2 保護者等として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

3 保護者等が死亡し、またはその他の理由でその責務を果たし得ない場合には、新たに保護者等を選定して届け出なければならない。

（在学年数の制限）

第33条 本大学院における在学年数は、修士課程および専門職学位課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、一貫制博士課程にあつては8年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻または学生の履修上の区分における修士課程および専門職学位課程の在学年数にあつては当該標準修業年限の2倍を超えることはできないものとする。

（休学）

第34条 病気その他の理由で引き続き2か月以上出席することができない者は、休学願書にその理由を付し、保護者等と連署で所属する研究科の研究科長に願い出なければならない。

2 休学は当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引続き休学を許可することがある。この場合、休学の期間は通算し修士課程および専門職学位課程においては2年、博士後期課程および一貫制博士課程においては3年を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻または学生の履修上の区分における修士課程および専門職学位課程の通算年数にあつては当該標準修業年限を超えることはできない。

4 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

（専攻および研究科の変更等）

第35条 専攻および研究科の変更または転入学に関する願い出があつた場合には、当該研究科運営委員会

等の議を経てこれを許可することができる。

(任意退学)

第36条 任意に退学しようとする者は、理由を付し、保護者等と連署で願い出なければならない。

第37条 削除

(措置退学)

第37条の2 次の各号の一に該当する者については、退学の措置をとるものとする。

- 一 第33条に定める在学年数を満了した者
- 二 指導教員から博士後期課程および一貫制博士課程において研究指導を終了する旨の報告が教授会に對してされた者
- 三 各研究科が定める一の学年から次の学年に進むための要件を満たすべき期間を満了した者
- 四 正当な理由がなく、各研究科が定める出席基準を満たさない者
- 五 学業を怠り、各研究科が定める必要単位数を一定期間に満たさない者

(懲戒)

第38条 学生が、本大学の規約に違反し、または学生の本分に反する行為があったときは懲戒処分に付することができる。

2 懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

3 学生の懲戒手続に関する事項は、学生の懲戒手続に関する規程（2012年規約第12—22号の1）をもって別に定める。

(懲戒退学)

第39条 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者は、懲戒による退学処分に付する。

(再入学)

第39条の2 第36条または第37条の2第4号および第5号の規定により退学した者が再入学を志望したときは、別に定める期間内に限り、選考の上これを許可することができる。ただし、退学した日の属する学期の翌学期の始めにおいてこれを許可することはできない。

2 第39条の規定により退学した者が再入学を志望したときは、これを許可しない。ただし、退学後別に定める期間を経過し、改悛の情が顕著でありかつ成業の見込みがある場合には、選考の上これを許可することができる。

3 再入学を許可された者が退学または学費未納により抹籍となった場合、以後の再入学は認めない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

4 第1項から前項までの規定により再入学を許可した場合においては、既修の科目の全部または一部を再び履修させることがある。

(教授会の議)

第39条の3 入学、退学、休学もしくは研究科の変更の許可または懲戒は、各教授会の議を経てこれを行う。懲戒による退学とすべき事由がある者については、他の事由による退学を認めないものとする。

第7章 入学金・授業料・施設費・教育環境整備費・演習料および実験演習料等

第40条 削除

第41条 削除

(授業料等の納入期日)

第41条の2 学生は、第31条の場合を除き、次の各号に掲げる学期に係る授業料、施設費、教育環境整備費、演習料および実験演習料（以下「授業料等」という。）を当該各号に掲げる日までに大学に納めなければならない。

一 春学期 4月15日

二 秋学期 10月1日

(授業料等の額)

第42条 入学金および授業料等の額は、別表2のとおりとする。

(修業年限を超えて在学する者の授業料等)

第42条の2 前2条の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学する者の授業料等の額および納入期日は、細則で定める。

(納入学費の取扱)

第43条 既に納入した授業料およびその他の学費は、事情のいかんにかかわらず返還しない。

(中途退学者の学費)

第44条 学年の途中で退学した者でも、その期の学費を納入しなければならない。

(抹籍)

第45条 学費の納入を怠った者は、抹籍することがある。

第8章 外国学生

(外国学生の入学選考)

第46条 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、またはこれに準ずる者は、第28条および第29条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することができる。

2 前項の規定による選考方法は、研究科長会の議を経て、各研究科運営委員会等が定める。

(外国学生の入学出願書類)

第47条 前条の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

(外国学生の特別科目)

第48条 第46条および第47条の規定により入学を許可された者については、学修の必要に応じて、一般に配置された科目の一部に代え、またはこれに加えて特別の科目を履修させることができる。

2 前項の規定による特別の科目は、当該研究科運営委員会等が定める。

(外国で修学した日本人の取扱)

第49条 日本人であって、第28条第3号および第29条第2号に該当する者は、本章の規定によって取扱うことができる。

(外国人特別研修生)

第50条 第46条から第48条までの外国学生の規定にかかわらず、外国人であって本大学院において特定課題についての研究指導を受けようとする者があるときは、支障がない限り、外国人特別研修生として入学させることができる。

2 外国人特別研修生の入学手続・学費等については、別に規程をもって定める。

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第51条 第27条から第29条までの規定によらないで、本大学院において授業科目を履修しようとする者または特定課題についての研究指導を受けようとする者があるときは、科目等履修生として入学させることができる。

(科目等履修生の種類)

第52条 官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等の委託に基づく者を委託履修生という。

2 科目等履修生のうち、特定の目的を果たすために、大学院等の科目群から構成されるプログラムを履修しようとする者を特定プログラム履修生という。

3 前2項に定める履修生以外の者を一般科目等履修生という。

(科目等履修生の選考)

第53条 科目等履修生として入学を志願する者については、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上入学を許可する。

(科目等履修生の履修証明書)

第54条 科目等履修生が履修した科目について試験を受け、合格したときは、単位を授与し、本人の請求によって証明書を交付する。

(科目等履修生の学費、入学手続等)

第55条 科目等履修生は、別表3に従い、聴講料および研究指導料を納めなければならない。

2 科目等履修生の入学手続、学籍等の取扱いについては、別に規程をもって定める。

(正規学生の規定準用)

第56条 科目等履修生については、第3章ならびに第33条および第34条を除き、正規の学生に関する規定を準用する。

第10章 研究生

(研究生)

第57条 本大学院博士後期課程に6年間在学し、博士論文を提出しないで退学した者のうち、引き続き大学院において博士論文作成のため研究指導を受けようとする者があるときは、研究生として入学させる

ことができる。

（研究生の選考）

第58条 研究生として研究指導を受けようとする者については、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上入学を許可する。

（研究生の入学手続、学費および在学期間等）

第59条 研究生の入学手続、学費および在学期間等については別に規程をもって定める。

（正規学生の規定準用）

第60条 研究生については、本章の規定および別に定める規程によるほか、正規の学生に関する規定を準用する。

第11章 交流学生

（交流学生の受託）

第61条 他大学の大学院の学生で、協定に基づき本大学院の授業科目を履修しようとする者または特定課題についての研究指導を受けようとする者を、交流学生として受け入れることができる。

（交流学生の受入手続、学費等）

第62条 交流学生の受入手続および学費等については、当該大学との協定による。

附 則

（施行日および適用）

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度前期課程および後期課程入学者から適用する。

（経過措置）

2 この学則にかかわらず、昭和50年度以前に修士課程および博士課程に入学した者の取扱いは従前の例による。ただし、当該研究科において在学生の研究指導上必要と認めた場合には、この学則を適用することができる。

附 則（昭和51年11月25日教務達第17号）

この規則は、昭和51年11月15日から施行し、第40条の改正については、昭和53年度にかかる入学試験から適用し、第42条の改正については、昭和53年度入学者から適用する。

附 則（昭和52年7月12日教務達第6号）

この規則は、昭和52年7月12日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年1月20日教務達第15号）

この規則は、昭和52年12月1日から施行し、学部、高等学院の学費等の改正は、昭和53年度にかかる入学者から適用し、大学院、専攻科の学費等の改正は、昭和54年度にかかる入学者から適用する。

附 則（昭和53年9月19日教務達第14号）

この規則は、昭和53年9月19日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年2月23日教務達第23号）

この規則は、昭和53年11月15日から施行し、昭和54年度にかかる入学者から適用する。

附 則（昭和54年7月31日教務達第6号）

この規則は、昭和54年7月31日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年11月20日教務達第9号）

この規則は、昭和54年11月15日から施行し、学部の入学検定料の改定は、昭和55年度にかかる入学試験から適用し、大学院、専攻科、高等学院の入学検定料の改定は、昭和56年度にかかる入学試験から適用する。

附 則（昭和55年5月21日教務達第7号）

この規則は、昭和55年5月21日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月6日教務達第22号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 早稲田大学大学院学則（昭和51年4月1日教務達第1号）附則第2項の適用により、後期課程に6年を超えて在学することとなった昭和55年度在学生についても、この規則を適用する。

附 則（昭和56年6月6日教務達第3号）

この規則は、昭和56年6月6日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年2月15日教務達第15号）

この規則は、昭和57年2月15日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年1月25日教務達第13号）

この規則は、昭和58年1月25日から施行し、昭和58年度生にかかわる入学金、授業料等の改正規定は昭和58年度入学者から適用し、その他の改正規定は昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年1月25日教務達第14号）

この規則は、昭和58年1月25日から施行し、昭和59年度にかかる入学試験から適用する。

附 則（昭和58年6月15日教務達第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年6月15日から施行し、昭和59年度入学者から適用する。

（経過措置）

- 2 この改正規則の規定にかかわらず、昭和59年度に他大学大学院から理工学研究科後期課程に入学する者の実験演習料は、昭和58年度生と同額とする。

附 則（昭和59年2月8日教務達第19号）

この規則は、昭和59年2月8日から施行し、昭和59年度生にかかわる入学金、授業料等の改正規定は昭和59年度入学者から適用し、その他の改正規定は昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年2月21日教一達第11号）

この規則は、昭和60年2月1日から施行し、昭和60年度生にかかわる入学金、授業料等の改正規定は昭和60年度入学者から適用し、その他の改正規定は昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月26日教一達第2号）

この規則は、昭和60年4月26日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月14日教一達第22号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和61年度生にかかわる入学金、授業料等の改正規定は、昭和61年3月14日から施行する。

附 則（昭和62年3月24日教一達第15号）

この規則は、昭和62年3月24日から施行し、改正後の早稲田大学大学院学則の規定は、昭和62年度入学者から適用する。

附 則（昭和62年3月24日教一達第16号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度生にかかわる入学金、授業料等の改正規定は、昭和62年3月24日から施行する。

附 則（昭和62年7月2日教務達第10号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月30日教務達第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の早稲田大学大学院学則の規定のうち、昭和63年度生にかかわる部分の規定は、昭和63年2月1日から適用する。

附 則（平成元年3月17日教務達第15号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。大学院、専攻科の学費等の改正は、昭和54年度にかかる入学者から適用する。

附 則〔整理〕（平成2年3月31日規約第89—56号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年11月15日規約第90—42号の3）

この規則は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成3年3月20日規約第90—45号の2）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（1991年（平成3年）3月30日規約第90—70号）

この規則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

附 則（1991年（平成3年）7月5日規約第91—32号）
（施行期日）

- 1 この規則は、1991年（平成3年）10月1日から施行する。
（適用）

- 2 改正後の早稲田大学大学院学則第41条の2の規定は、1992年度（平成4年度）分から適用する。

附 則（1991年（平成3年）7月15日規約第91—33号）

この規則は、1991年（平成3年）7月15日から施行する。

附 則（1992年3月16日規約第91—67号の2）

この規則は、1992年3月16日から施行し、改正後の早稲田大学大学院学則第15条、第16条および第18条の規定は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1992年3月31日規約第91—70号）

この規則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年7月15日規約第92—25号）

この規則は、1992年7月15日から施行し、改正後の早稲田大学大学院学則の規定は、1992年6月1日から適用する。

附 則（1992年11月16日規約第92—41号の1）

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1992年12月15日規約第92—45号）

この規則は、1992年12月15日から施行する。

附 則（1993年3月31日規約第92—69号）

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年5月21日規約第93—9号の1）

この規則は、1993年5月21日から施行し、改正後の早稲田大学大学院学則第13条および第14条の規定は、1993年4月1日から適用する。

附 則（1993年10月15日規約第93—23号）

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1993年10月15日規約第93—27号）

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年3月16日規約第93—24号の2）

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年3月31日規約第93—61号）

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年5月26日規約第94—12号）

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1994年5月26日規約第94—13号）

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1995年3月16日規約第94—29号の1）

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1995年3月16日規約第94—34号の1）

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1995年3月16日規約第94—54号）

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1995年5月26日規約第95—57号）

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1995年7月13日規約第95—17号）

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年2月2日規約第95—58号）

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月15日規約第95—52号）

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年12月19日規約第96—26号）
この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年3月21日規約第96—68号）
この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年12月19日規約第97—17号の2）
この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月19日規約第97—49号の1）
この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月19日規約第97—58号）
この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月29日規約第97—62号の1）
この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月23日規約第97—64号の1）
この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月16日規約第97—71号）
この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年3月20日規約第97—85号）
この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1999年2月15日規約第98—80号）
この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年12月22日規約第99—42号の1）
この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（1999年12月22日規約第99—43号の2）
この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月31日規約第99—59号）
この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年6月13日規約第00—12号の1）
この規則は、2000年6月13日から施行する。

附 則（2000年7月21日規約第00—29号）
この規則は、2000年9月16日から施行する。

附 則（2000年7月25日規約第00—25号の1）
この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年7月21日規約第00—28号の2）
この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月21日規約第00—49号の2）
この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月21日規約第00—50号の1）
この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年1月26日規約第00—57号の1）
この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年1月31日規約第00—58号の1）
この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年2月26日規約第00—66号）
この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2001年6月6日規約第01—12号）
この規則は、2001年6月6日から施行する。

附 則（2002年2月15日規約第01—65号）
この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月6日規約第01—69号）
この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年12月19日規約第02－44号の1）
（施行期日）

- 1 この規則は、2003年4月1日から施行する。
（募集停止専攻にかかわる経過措置）
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、2002年度限り募集を停止する理工学研究科電気工学専攻、電子・情報通信学専攻および情報科学専攻については、2003年4月1日以後においても、当該専攻に在籍する者の属する年次には、専攻および研究科の変更、転入学または再入学者を受け入れることができるものとする。
（専攻新設にかかわる経過措置）
- 3 前項の専攻の募集停止に伴い新設する理工学研究科経営システム工学専攻、建築学専攻、電気・情報生命専攻、情報・ネットワーク専攻およびナノ理工学専攻の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2003年度の修士課程および博士後期課程ならびに2004年度の博士後期課程については次のとおりとする。

専攻	2003年度		2004年度
	修士課程	博士後期課程	博士後期課程
経営システム工学専攻	80人	15人	30人
建築学専攻	150人	20人	40人
電気・情報生命専攻	110人	16人	32人
情報・ネットワーク専攻	160人	23人	46人
ナノ理工学専攻	80人	15人	30人

附 則（2002年12月19日規約第02－45号の1）
（施行期日）

- 1 この規則は、2003年4月1日から施行する。
（募集停止専攻にかかわる経過措置）
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、2002年度限り募集を停止する人間科学研究科生命科学専攻および健康科学専攻については、2003年4月1日以後においても、当該専攻に在籍する者の属する年次には、専攻および研究科の変更、転入学または再入学者を受け入れることができるものとする。
（専攻新設にかかわる経過措置）
- 3 前項の専攻の募集停止に伴い新設する人間科学研究科人間科学専攻の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2003年度の修士課程および博士後期課程ならびに2004年度の博士後期課程については次のとおりとする。

専攻	2003年度		2004年度
	修士課程	博士後期課程	博士後期課程
人間科学専攻	120人	45人	90人

附 則（2002年12月19日規約第02－46号の2）
（施行期日）

- 1 この規則は、2003年4月1日から施行する。
（募集停止専攻にかかわる経過措置）
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、2002年度限り募集を停止するアジア太平洋研究科修士課程国際経営学専攻については、2003年4月1日以後においても、当該専攻に在籍する者の属する年次には、専攻および研究科の変更、転入学または再入学者を受け入れることができるものとする。
（専攻新設にかかわる経過措置）
- 3 前項の専攻の募集停止に伴い新設するアジア太平洋研究科専門職学位課程国際経営学専攻（専門職大学院）の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2003年度については次のとおりとする。

専攻	2003年度
国際経営学専攻（専門職大学院）	150人

附 則（2002年12月19日規約第02－47号の1）
（施行期日）

- 1 この規則は、2003年4月1日から施行する。
（課程新設にかかわる経過措置）
- 2 日本語教育研究科博士後期課程日本語教育学専攻の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2003年度から2004年度については次のとおりとする。

専攻	2003年度	2004年度
日本語教育学専攻	15人	30人

附 則（2002年12月19日規約第02－48号の2）
（施行期日）

- 1 この規則は、2003年4月1日から施行する。
（研究科新設にかかわる経過措置）
- 2 情報生産システム研究科情報生産システム工学専攻の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2003年度の修士課程および博士後期課程ならびに2004年度の博士後期課程については次のとおりとする。

専攻	2003年度		2004年度
	修士課程	博士後期課程	博士後期課程
情報生産システム工学専攻	200人	20人	40人

附 則（2002年12月19日規約第02－49号の2）
（施行期日）

- 1 この規則は、2003年4月1日から施行する。
（研究科新設にかかわる経過措置）
- 2 公共経営研究科専門職学位課程公共経営学専攻（専門職大学院）の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2003年度については次のとおりとする。

専攻	2003年度
公共経営学専攻（専門職大学院）	50人

附 則（2003年3月27日規約第02－58号の2）
この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月20日規約第02－65号）
この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月20日規約第02－66号の2）
この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月18日規約第03－2号の1）
この規則は、2003年4月18日から施行し、改正後の早稲田大学大学院学則の規定は、2003年4月1日から適用する。

附 則（2003年8月28日規約第03－19号）
この規則は、2003年9月21日から施行する。

附 則（2003年9月24日規約第03－30号の1）
この規則は、2003年10月1日から施行する。

附 則（2003年7月4日規約第03－47号）
この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年11月27日規約第03－48号の2）
（施行期日）

- 1 この規則は、2004年4月1日から施行する。
（研究科新設にかかわる経過措置）
- 2 法務研究科法務専攻（法科大学院）の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2004年度か

ら2005年度については次のとおりとする。

専攻	2004年度	2005年度
法務専攻（法科大学院）	300人	600人

附 則（2003年11月27日規約第03－49号の2）
（施行期日）

- 1 この規則は、2004年4月1日から施行する。
（研究科新設にかかわる経過措置）
- 2 ファイナンス研究科専門職学位課程ファイナンス専攻（専門職大学院）の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、2004年度については次のとおりとする。

専攻	2004年度
ファイナンス専攻（専門職大学院）	125人

附 則（2004年3月19日規約第03－71号）
この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月23日規約第03－72号）
この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年5月21日規約第04－14号の3）
（施行期日）

- 1 この規則は、2004年9月16日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行前にした改正前の早稲田大学大学院学則の規定により各研究科の研究科委員会がした議決、決定その他の行為については、改正後の早稲田大学大学院学則の規定に基づいて研究科運営委員会等がした議決、決定その他の行為とみなす。

附 則（2004年7月12日規約第04－19号）
この規則は、2004年9月21日から施行する。

附 則（2004年3月19日規約第04－47号）
この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2004年10月30日規約第04－48号）
（施行期日）

- 1 この規則は、2005年4月1日から施行する。
（専攻新設にかかわる経過措置）
- 2 理工学研究科修士課程環境・エネルギー専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2005年度については次のとおりとする。

専攻	2005年度
環境・エネルギー専攻	49人

附 則（2004年11月30日規約第04－49号の2）
（施行期日）

- 1 この規則は、2005年4月1日から施行する。
（研究科新設にかかわる経過措置）
- 2 会計研究科専門職学位課程会計専攻（専門職大学院）の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2005年度については次のとおりとする。

専攻	2005年度
会計専攻（専門職大学院）	100人

附 則（2005年3月31日規約第04－54号）
この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月31日規約第05－14号の2）

(施行期日)

- 1 この規則は、2006年4月1日から施行する。

(専攻新設にかかわる経過措置)

- 2 スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻および公共経営研究科公共経営専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2006年度および2007年度については次のとおりとする。

専攻	2006年度		2007年度
	修士課程	博士後期課程	博士後期課程
スポーツ科学専攻	140人	30人	60人
公共経営専攻	—	8人	16人

附 則 (2006年3月31日規約第05—93号)

- 1 この規則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 法務研究科にあっては、第12条第2項の規定は、前項の規定にかかわらず、2004年度入学者から適用する。

附 則 (2006年6月27日規約第06—09号)

この規則は、2006年6月27日から施行する。

附 則 (2006年10月13日規約第06—31号の5)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2007年3月28日規約第06—52号の5)

改正 2008年12月12日規約第08—36号の2

(施行期日)

- 1 この規則は、2007年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の第1欄に掲げる研究科の収容定員は、新学則第6条の規定にかかわらず、2007年度および2008年度については、同表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2007年度			2008年度		
		修士課程 または専 門職学位 課程	博士後期 課程	合計収 容定員	修士課程 または専 門職学位 課程	博士後期 課程	合計収 容定員
文学研究科	人文科学専攻	315	155	470	630	310	940
商学研究科	商学専攻	160	120	280	160	120	280
	ビジネス専攻 (専門職大学院)	195	—	195	390	—	390
	計	355	120	475	550	120	670
基幹理工学研究科	数学応用数理専攻	90	25	115	180	50	230
	情報理工学専攻	130	30	160	260	60	320
	機械科学専攻	115	25	140	230	50	280
	計	335	80	415	670	160	830
創造理工学研究科	建築学専攻	120	20	140	240	40	280
	総合機械工学専攻	60	12	72	120	24	144

	経営システム工学専攻	80	15	95	160	30	190
	建設工学専攻	70	12	82	140	24	164
	地球・環境資源理工学専攻	95	15	110	190	30	220
	計	425	74	499	850	148	998
先進理工学研究科	物理学及応用物理学専攻	100	27	127	200	54	254
	化学・生命化学専攻	50	10	60	100	20	120
	応用化学専攻	95	28	123	190	56	246
	生命医科学専攻	60	15	75	120	30	150
	電気・情報生命専攻	125	20	145	250	40	290
	生命理工学専攻	70	15	85	140	30	170
	ナノ理工学専攻	65	15	80	130	30	160
	計	565	130	695	1,130	260	1,390
ファイナンス研究科	ファイナンス専攻（専門職大学院）	275	—	275	300	—	300
環境・エネルギー研究科	環境・エネルギー専攻	50	7	57	100	14	114

- 3 この規則の施行の日以後に理工学研究科に研究科の変更または転入学を志望する者があった場合は、理工学研究科は、学生が在籍する年次に限り、これを受け入れることができる。
- 4 この規則の施行の日以後に理工学研究科に再入学を志望する者があった場合は、理工学研究科は、再入学を希望する者が当該研究科において修了に必要な授業科目を履修することが可能と認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

附 則（2007年4月1日規約第07—3号）

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2007年5月18日規約第07—24号）

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年7月6日規約第07—27号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2008年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 政治学研究科および経済学研究科の2008年度の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程	博士後期課程	合計収容定員
政治学研究科	政治学専攻	130	60	190
経済学研究科	理論経済学・経済史専攻	84	66	150
	応用経済学専攻	76	54	130
	計	160	120	280

附 則（2007年10月5日規約第07—50号の2）

この規則は、2007年10月5日から施行する。

附 則（2007年12月2日規約第07—29号の1）

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年2月14日規約第07—61号の1）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年2月20日規約第07—70号の2）

（施行期日）

- 1 この規則は、2008年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 教職研究科高度教職実践専攻（専門職大学院）の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2008年度については70人とする。

附 則〔整理〕（2008年5月26日規約第08—11号）

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2008年6月6日規約第08—10号）

この規則は、2008年6月6日から施行する。

附 則（2008年6月6日規約第08—15号）

この規則は、2008年6月6日から施行する。

附 則（2008年7月25日規約第08—37号の2）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2008年12月12日規約第08—36号の2）

この規則は、2008年12月12日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則（2009年1月9日規約第08—53号の2）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年2月13日規約第08—46号の2）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月24日規約第08—65号の1）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2009年3月31日規約第08—86号の1）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年7月9日規約第09—26号）

この規程は、2009年7月9日から施行する。

附 則〔整理〕（2009年7月13日規約第09—24号）

この規則は、2009年7月13日から施行する。

附 則（2010年1月15日規約第09—70号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次の表の第1欄に掲げる研究科の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2010年度および2011年度については、同表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2010年度			2011年度		
		修士課程	博士後期課程	合計収容定員	修士課程	博士後期課程	合計収容定員
政治学研究科	政治学専攻	180	70	250	180	80	260
経済学研究科	経済学専攻	80	40	120	160	80	240
基幹理工	数学応用数理	180	75	255	180	75	255

学研究科	専攻						
	情報理工学専攻	260	90	350	260	90	350
	機械科学専攻	230	75	305	230	75	305
	電子光システム学専攻	45	7	52	90	14	104
	計	715	247	962	760	254	1,014
創造理工学研究科	建築学専攻	240	60	300	240	60	300
	総合機械工学専攻	130	36	166	140	36	176
	経営システム工学専攻	140	40	180	120	35	155
	経営デザイン専攻	70	10	80	140	20	160
	建設工学専攻	140	36	176	140	36	176
	地球・環境資源理工学専攻	190	45	235	190	45	235
	計	910	227	1,137	970	232	1,202
先進理工学研究科	物理学及応用物理学専攻	200	81	281	200	81	281
	化学・生命化学専攻	100	30	130	100	30	130
	応用化学専攻	190	84	274	190	84	274
	生命医科学専攻	120	45	165	120	45	165
	電気・情報生命専攻	250	60	310	250	60	310
	生命理工学専攻	140	45	185	140	45	185
	ナノ理工学専攻	100	37	137	70	29	99
	共同先端生命医科学専攻	—	5	5	—	10	10
	共同先進健康科学専攻	—	4	4	—	8	8
	共同原子力専攻	15	4	19	30	8	38
	計	1,115	395	1,510	1,100	400	1,500
アジア太平洋研究科	国際関係学専攻	220	90	310	240	90	330

附 則〔整理〕（2010年2月5日規約第09—98号）

この規則は、2010年2月5日から施行する。

附 則（2010年3月30日規約第09—119号）

この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2010年7月9日規約第10—29号）

この規則は、2010年7月9日から施行する。

附 則（2010年7月30日規約第10—31号）

この規則は、2010年7月30日から施行する。

附 則（2010年12月3日規約第10—65号）

この規則は、2010年12月3日から施行する。

附 則（2011年1月17日規約第10—66号の2）

（施行期日）

1 この規則は、2011年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の第1欄に掲げる研究科の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2011年度および2012年度については、同表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2011年度			2012年度		
		修士課程 または専門職学位 課程	博士後期 課程	合計収 容定員	修士課程 または専門職学位 課程	博士後期 課程	合計収 容定員
基幹理工 学研究科	数学応用数理 専攻	180	75	255	180	75	255
	情報理工学専 攻	260	90	350	260	90	350
	機械科学専攻	230	75	305	230	75	305
	電子光システ ム学専攻	90	14	104	90	21	111
	表現工学専攻	45	8	53	90	16	106
	計	805	262	1,067	850	277	1,127
法務研究 科	法務専攻（法 科大学院）	870	—	870	840	—	840
教職研究 科	高度教職実践 専攻（教職大 学院）	130	—	130	120	—	120

附 則（2011年5月13日規約第11—9号の3）

この規則は、2011年5月13日から施行する。

附 則〔整理〕（2011年6月24日規約第11—19号の1）

この規則は、2011年6月24日から施行する。

附 則（2011年10月14日規約第11—47号の2）

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2012年2月3日規約第11—66号の2）

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2012年2月24日規約第11—45号の2）

改正 2013年3月13日規約第12—90号の1

（施行期日）

1 この規則は、2012年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 政治学研究科公共経営専攻（専門職大学院）の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2012年度については、同表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程または専門 職学位課程	博士後期課程	合計収容 定員
		収容定員	収容定員	

政治学研究科	政治学専攻	180	90	270
	公共経営専攻（専門職大学院）	50	—	50
		230	90	320

- 3 この規則の施行の日以後に公共経営研究科に研究科の変更または転入学を志望する者があった場合は、公共経営研究科は、学生が在籍する年次に限り、これを受け入れることができる。
- 4 この規則の施行の日以後に公共経営研究科に再入学を志望する者があった場合は、公共経営研究科は、再入学を希望する者が当該研究科において修了に必要な授業科目を履修することが可能と認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

附 則（2012年6月27日規約第12—2号の1）
（施行期日）

- 1 この規則は、2013年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 政治学研究科政治学専攻および経済学研究科経済学専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2013年度については、次の表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程または専門 職学位課程	博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
政治学研究科	政治学専攻	200	90	290
経済学研究科	経済学専攻	180	120	300

附 則（2012年6月29日規約第12—37号）

この規則は、2012年6月29日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則（2012年7月6日規約第12—23号の2）

この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2012年7月26日規約第12—16号の2）

この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2012年11月2日規約第12—51号の3）

この規則は、2012年11月2日から施行し、2012年9月21日から適用する。

附 則（2013年1月11日規約第12—84号の1）

改正 2013年10月4日規約第13—34号

（施行期日）

- 1 この規則は、2014年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 次の表の第1欄に掲げる研究科の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2014年度から2017年度までについては、同表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
		博士後期課程 または一貫制 博士課程	博士後期課程 または一貫制 博士課程	博士後期課程 または一貫制 博士課程	博士後期課程 または一貫制 博士課程
先進理工学研究科	物理学及応用物理学専攻	74	67	60	60
	化学・生命化学専攻	28	26	24	24
	応用化学専攻	79	74	69	69
	生命医科学専攻	40	35	30	30
	電気・情報生命専攻	54	48	42	42

生命理工学専攻	45	45	45	45
ナノ理工学専攻	21	21	21	21
先進理工学専攻	15	30	45	60
共同先端生命医科学専攻	15	15	15	15
共同先進健康科学専攻	12	12	12	12
共同原子力専攻	12	12	12	12
計	395	385	375	390

3 この規則の施行の日以後に先進理工学研究科先進理工学専攻に編入を志望する者があった場合、先進理工学研究科は、2014年度および2015年度の3年次編入に限り受け入れることができる。

4 前項の規定により、3年次編入した学生の在学年数は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第33条第1項の規定にかかわらず6年を超えることはできない。

附 則（2013年2月22日規約第12—79号の2）

（施行期日）

1 この規則は、2013年4月1日から施行する。

（研究科新設にかかわる経過措置）

2 国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション研究専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2013年度については次のとおりとする。

専攻	2013年度
国際コミュニケーション研究専攻	50人

附 則（2013年3月13日規約第12—90号の1）

この規則は、2013年3月13日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則（2013年3月13日規約第12—100号の2）

改正 2015年2月4日規約第14—83号

（施行期日）

1 この規則は、2014年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 基幹理工学研究科の情報理工・情報通信専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2014年度および2015年度については、次の表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2014年度			2015年度		
基幹理工 学研究科	情報理 工・情報 通信専攻	修士課程 または専 門職学位 課程	博士後期 課程	合計収容 定員	修士課程 または専 門職学位 課程	博士後期 課程	合計収容 定員
		収容定員			収容定員		
		170人	45人	215人	340人	90人	430人

3 この規則の施行の日以後に国際情報通信研究科および基幹理工学研究科情報理工学専攻（以下「国際情報通信研究科等」という。）に研究科の変更または転入学を志望する者があった場合は、国際情報通信研究科等は、学生が在籍する年次に限り、これを受け入れることができる。

4 この規則の施行の日以後に国際情報通信研究科等に再入学を志望する者があった場合は、国際情報通信研究科等は、再入学を希望する者が当該研究科において修了に必要な授業科目を履修することが可能と認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

附 則（2013年7月5日規約第13—14号）

この規則は2013年7月5日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2013年7月19日規約第13—17号）

この規則は2013年7月19日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2013年9月6日規約第13—25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、2014年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 先進理工学研究科物理学及応用物理学専攻および応用化学専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2014年度については次のとおりとする。

研究科	専攻	2014年度		
		修士課程または専門 職学位課程	博士後期課程または 一貫制博士課程	合計収容定員
		収容定員		
先進理工学研究科	物理学及応用物 理学専攻	205人	60人	265人
	応用化学専攻	185人	69人	254人

附 則（2013年10月4日規約第13—34号）

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年1月10日規約第13—67号の2）

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月12日規約第13—65号の2）

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月31日規約第13—71号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション研究専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2015年度および2016年度については、次の表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2015年度			2016年度		
		修士課程または専門職学位課程	博士後期課程	合計収容定員	修士課程または専門職学位課程	博士後期課程	合計収容定員
		収容定員			収容定員		
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション研究専攻	100人	10人	110人	100人	20人	120人

附 則（2014年4月4日規約第14—1号）

改正 2015年5月1日規約第15—8号の2

（施行期日）

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 次の表の第1欄に掲げる研究科の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2015年度、2016年度および2017年度については、同表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2015年度			2016年度			2017年度		
		修士課程または専門職学位課程	博士後期課程または一貫制博士課程	合計収容定員	修士課程または専門職学位課程	博士後期課程または一貫制博士課程	合計収容定員	修士課程または専門職学位課程	博士後期課程または一貫制博士課程	合計収容定員
法務研究科	法務専攻 (法科大学院)	770	—	770	700	—	700	630	—	630

附 則（2014年4月4日規約第14—21号の2）

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2014年6月6日規約第14—30号の2）

この規則は、2014年6月6日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則（2014年11月14日規約第14—56号の2）

この規則は、2014年11月14日から施行し、2014年9月20日から適用する。

附 則（2015年2月10日規約第14—81号の2）

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年1月9日規約第14—82号の2）

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年2月4日規約第14—83号）

この規則は、2015年2月4日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則（2015年2月5日規約第14—85号の2）

（施行期日）

1 この規則は、2016年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 経営管理研究科経営管理専攻（専門職大学院）の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2016年度については、次の表に定めるとおりとする。

専攻	2016年度
経営管理専攻（専門職大学院）	255人

3 この規則の施行の日以後にファイナンス研究科および商学研究科ビジネス専攻（以下「ファイナンス研究科等」という。）に研究科の変更または転入学を志望する者があった場合は、ファイナンス研究科等は、学生が在籍する年次に限り、これを受け入れることができる。

4 この規則の施行の日以後にファイナンス研究科等に再入学を希望する者があった場合には、ファイナンス研究科等は、再入学を希望する者が当該研究科において修了に必要な授業科目を履修することが可能であると認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

附 則（2015年4月14日規約第15—1号）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2015年5月1日規約第15—8号の1）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2015年5月1日規約第15—8号の2）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2015年6月5日規約第15—15号の3）

この規則は、2015年6月5日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則（2015年11月13日規約第15—48号の1）

この規則は、2015年11月13日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則（2016年2月15日規約第15—61号の2）

（施行期日）

- 1 この規則は、2017年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2017年度については、次の表に定めるとおりとする。

専攻	2017年度
高度教職実践専攻（教職大学院）	60人

- 3 この規則の施行の日以後に教職研究科に研究科の変更または転入学を志望する者があった場合は、教職研究科は、学生が在籍する年次に限り、これを受け入れることができる。

- 4 この規則の施行の日以後に教職研究科に再入学を希望する者があった場合には、教職研究科は、再入学を希望する者が当該研究科において修了に必要な授業科目を履修することが可能であると認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

附 則（2016年2月5日規約第15—65号の2）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2016年3月11日規約第15—82号）

この規則は、2016年3月11日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則（2016年3月16日規約第15—85号の2）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年4月8日規約第16—2号）

この規則は、2016年4月8日から施行する。

附 則（2016年5月13日規約第16—5号の5）

この規則は、2016年5月13日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則（2016年5月27日規約第16—5号の3）

この規則は、2016年5月27日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則〔整理〕（2016年7月11日規約第16—25号）

この規則は、2016年7月11日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則（2017年3月14日規約第16—47号の2）

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2017年3月1日規約第16—83号の1）

改正 2017年11月29日規約第17—47号

（施行期日）

- 1 この規則は、2018年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 法学研究科民事法学専攻および公法学専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2018年度については次のとおりとする。

研究科	専攻	2018年度		
		修士課程または専門職学位課程	博士後期課程または一貫制博士課程	合計収容定員
		収容定員		
法学研究科	民事法学専攻	75	66	141
	公法学専攻	45	54	99

附 則〔整理〕（2017年6月9日規約第17—8号の10）

この規則は、2017年6月1日から施行する。

附 則（2017年10月6日規約第17—26号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2018年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 2018年3月31日において講師(任期付)または助教である者が、2018年4月1日以降も引き続いて当該講師(任期付)または当該助教である場合は、当該講師(任期付)または当該助教としての任期が満了するまでの間、この規則による改正前の早稲田大学教員任免規則第19条の規定を適用する。

附 則(2017年11月29日規約第17—47号)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則(2018年1月12日規約第17—48号の1)

改正 2019年1月11日規約第18—66号の3

(施行期日)

- 1 この規則は、2019年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 基幹理工学研究科機械科学専攻、機械科学・航空宇宙、情報理工・情報通信専攻および材料科学専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2019年度および2020年度については、同表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2019年度			2020年度		
		修士課程または専門職学位課程	博士後期課程	合計収容定員	修士課程または専門職学位課程	博士後期課程	合計収容定員
基幹理工学研究科	機械科学専攻	230	70	300	230	65	295
	機械科学・航空宇宙専攻	—	—	—	230	65	295
	情報理工・情報通信専攻	310	130	440	280	125	405
	材料科学専攻	30	10	40	60	20	80

附 則(2018年1月13日規約第17—52号の2)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則(2018年5月25日規約第18—1号の3)

この規則は、2018年5月25日から施行し、2018年4月1日から適用する。

附 則〔整理〕(2018年6月1日規約第18—1号の5)

この規則は、2018年6月1日から施行する。

附 則(2018年7月27日規約第18—24号の2)

この規則は、2018年7月27日から施行し、2018年4月1日から適用する。

附 則(2018年11月1日規約第18—51号の1)

この規則は、2018年11月8日から施行し、2018年7月1日から適用する。

附 則(2019年1月22日規約第18—65号の2)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2019年1月11日規約第18—66号の3)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2019年2月1日規約第18—77号の1)

改正 2019年12月20日規約第19—52号の1

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2019年2月1日規約第18—78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、2020年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 創造理工学研究科建築学専攻、総合機械工学専攻、経営システム工学専攻および地球・環境資源理工学専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2020年度については、次の表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2020年度		
		修士課程または専門職学位課程	博士後期課程	合計収容定員
創造理工学研究科	建築学専攻	245	60	305
	総合機械工学専攻	170	36	206
	経営システム工学専攻	115	30	145
	経営デザイン専攻	115	30	145
	地球・環境資源理工学専攻	185	45	230

附 則 (2019年6月7日規約第19—25号の1)

この規則は、2019年6月7日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則 (2019年12月20日規約第19—52号の1)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2020年2月24日規約第19—74号の2)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2020年2月7日規約第19—76号)

この規則は、2020年2月7日から施行する。

附 則 (2020年2月7日規約第19—77号の1)

この規則は、2020年2月7日から施行する。

附 則 (2020年2月7日規約第19—77号の2)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2020年2月7日規約第19—77号の3)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2020年4月10日規約第20—1号の1)

(施行期日)

- 1 この規則は、2021年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 政治学研究科政治学専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2021年度については、次の表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2021年度		
		修士課程または専門職学位課程	博士後期課程	合計収容定員
政治学研究科	政治学専攻	245	90	335

附 則 (2020年4月10日規約第20—2号の2)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2020年6月2日規約第20—11号)

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則 (2020年5月29日規約第20—14号の2)

この規則は、2020年5月29日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則 (2020年10月16日規約第20—37号の1)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2021年3月3日規約第20—66号の2)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年10月15日規約第21—30号）

この規則は、2021年10月15日から施行し、2004年9月16日から適用する。

附 則（2021年10月1日規約第21—33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 文学研究科人文科学専攻の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2023年度については、次の表に定めるとおりとする。

研究科	専攻	2023年度		
		修士課程または専門職学位課程	博士後期課程	合計収容定員
文学研究科	人文科学専攻	525	465	990

附 則（2021年10月1日規約第21—36号の2）

この規則は、2021年10月1日から施行する。

附 則（2021年10月15日規約第21—38号の1）

この規則は、2021年10月15日から施行し、2021年9月21日から適用する。

附 則〔整理〕（2021年10月15日規約第21—48号の3）

この規則は、2021年10月15日から施行する。

附 則（2022年1月24日規約第21—68号の2）

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年5月13日規約第22—6号の2）

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則（2023年2月17日規約第22—48号の2）

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則（2023年5月12日規約第23—8号の1）

この規則は、2023年5月12日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則（2023年10月6日規約第23—28号）

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則（2024年1月12日規約第23—40号の1）

この規則は、2024年1月12日から施行し、2023年9月21日から適用する。

附 則（2024年11月10日規約第23—42号の2）

（施行期日）

- 1 この規則は、2025年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 法務研究科法曹養成専攻（法科大学院）の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、2025年度および2026年度については、次の表に定めるとおりとする。

専攻	2025年度	2026年度
法曹養成専攻（法科大学院）	200人	400人

- 3 この規則の施行の日以後に法務研究科に研究科の変更または転入学を志望する者があった場合は、法務研究科は、学生が在籍する年次に関し、これを受け入れることができる。

- 4 この規則の施行の日以後に法務研究科に再入学を希望する者があった場合は、法務研究科は、再入学を希望する者が当該研究科において修了に必要な授業科目を履修することが可能であると認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

附 則（2024年2月2日規約第23—44号の2）

この規則は、2024年4月1日から施行する。

別表2（第42条関係）

入学金	修士課程 専門職学位課程	300,000円
	博士後期課程	200,000円

2017年—2024年度入学者

学費	区分	課程	徴収年度	春学期	秋学期
授業料	政治学研究科	修士課程（ジャーナリズムコースおよびグローバル公共政策コースを除く。）	入学初年度	312,000円	312,000円
			2年度以降	412,000円	412,000円
		修士課程（ジャーナリズムコース（2年制）に限る。）	入学初年度	440,000円	440,000円
			2年度以降	540,000円	540,000円
		修士課程（ジャーナリズムコース（1年制）に限る。）	入学初年度	597,500円	597,500円
		修士課程（グローバル公共政策コース（2年制）に限る。）	入学初年度	479,000円	479,000円
			2年度以降	579,000円	579,000円
		修士課程（グローバル公共政策コース（1年制）に限る。）	入学初年度	646,500円	646,500円
		博士後期課程	入学初年度	224,000円	224,000円
			2年度以降	324,000円	324,000円
		専門職学位課程（1年制コースを除く。）	入学初年度	745,000円	745,000円
			2年度以降	845,000円	845,000円
		専門職学位課程（1年制コースに限る。）	入学初年度	994,000円	994,000円
	経済学研究科	修士課程	入学初年度	312,000円	312,000円
			2年度以降	412,000円	412,000円
		博士後期課程	入学初年度	224,000円	224,000円
			2年度以降	324,000円	324,000円
	法学研究科	修士課程（先端法学専攻を除く。）	入学初年度	312,000円	312,000円
			2年度以降	412,000円	412,000円
		修士課程（先端法学専攻に限る。）	入学初年度	437,500円	437,500円
	文学研究科	修士課程	入学初年度	224,000円	224,000円
			2年度以降	324,000円	324,000円
		修士課程	入学初年度	312,000円	312,000円
			2年度以降	412,000円	412,000円

商学研究科	博士後期課程	入学初年度	224,000円	224,000円
		2年度以降	324,000円	324,000円
	修士課程	入学初年度	312,000円	312,000円
		2年度以降	412,000円	412,000円
基幹理工学研究科	博士後期課程	入学初年度	224,000円	224,000円
		2年度以降	324,000円	324,000円
	修士課程	入学初年度	481,000円	481,000円
		2年度以降	581,000円	581,000円
創造理工学研究科	博士後期課程	入学初年度	353,500円	353,500円
		2年度以降	453,500円	453,500円
	修士課程（1.5年制コースを除く。）	入学初年度	481,000円	481,000円
		2年度以降	581,000円	581,000円
	修士課程（1.5年制コースに限る。）	入学初年度	745,500円	745,500円
		2年度以降	895,500円	895,500円
先進理工学研究科	博士後期課程	入学初年度	353,500円	353,500円
		2年度以降	453,500円	453,500円
	修士課程	入学初年度	535,500円	535,500円
		2年度以降	635,500円	635,500円
	一貫制博士課程	入学初年度	353,500円	353,500円
		2年度以降	453,500円	453,500円
教育学研究科	博士後期課程（教科教育学専攻数学コースを除く。）	入学初年度	224,000円	224,000円
		2年度以降	324,000円	324,000円
	修士課程（数学教育専攻に限る。）	入学初年度	481,000円	481,000円
		2年度以降	581,000円	581,000円
	博士後期課程（教科教育学専攻数学コースに限る。）	入学初年度	353,500円	353,500円
		2年度以降	453,500円	453,500円
	専門職学位課程（1年制コースを除く。）	入学初年度	595,000円	595,000円
		2年度以降	695,000円	695,000円
	専門職学位課程（1年制コースに限る。）	入学初年度	806,500円	806,500円
人間科学研究科	修士課程（1年制コースを除く。）	入学初年度	450,500円	450,500円
		2年度以降	550,500円	550,500円
	修士課程（1年制コースに限る。）	入学初年度	603,000円	603,000円
社会科学研究科	博士後期課程	入学初年度	328,500円	328,500円
		2年度以降	428,500円	428,500円
社会科学研究科	修士課程	入学初年度	312,000円	312,000円
		2年度以降	412,000円	412,000円

	博士後期課程	入学初年度	224,000円	224,000円
		2年度以降	324,000円	324,000円
スポーツ科学研究科	修士課程（1年制コースを除く。）	入学初年度	463,000円	463,000円
		2年度以降	563,000円	563,000円
	修士課程（1年制コースに限る。）	入学初年度	619,000円	619,000円
	博士後期課程	入学初年度	338,500円	338,500円
		2年度以降	438,500円	438,500円
アジア太平洋研究科	修士課程	入学初年度	686,500円	686,500円
		2年度以降	786,500円	786,500円
	博士後期課程	入学初年度	387,500円	387,500円
		2年度以降	487,500円	487,500円
日本語教育研究科	修士課程	入学初年度	433,500円	433,500円
		2年度以降	533,500円	533,500円
	博士後期課程	入学初年度	332,500円	332,500円
		2年度以降	432,500円	432,500円
情報生産システム研究科	修士課程	入学初年度	557,000円	557,000円
		2年度以降	657,000円	657,000円
	博士後期課程	入学初年度	353,500円	353,500円
		2年度以降	453,500円	453,500円
法務研究科	専門職学位課程	入学初年度	580,000円	580,000円
		2年度以降	680,000円	680,000円
会計研究科	専門職学位課程（高度専門コースを除く。）	入学初年度	770,000円	770,000円
		2年度以降	870,000円	870,000円
	専門職学位課程（高度専門コースに限る）	入学初年度	1,025,000円	1,025,000円
環境・エネルギー研究科	修士課程	入学初年度	481,000円	481,000円
		2年度以降	581,000円	581,000円
	博士後期課程	入学初年度	353,500円	353,500円
		2年度以降	453,500円	453,500円
国際コミュニケーション研究科	修士課程	入学初年度	372,500円	372,500円
		2年度以降	472,500円	472,500円
	博士後期課程	入学初年度	274,000円	274,000円
		2年度以降	374,000円	374,000円
経営管理研究科	専門職学位課程（全日制2年制コース）	入学初年度	820,000円	820,000円
		2年度以降	920,000円	920,000円
	専門職学位課程（全日制1年制コース）	入学初年度	1,392,000円	1,392,000円
	専門職学位課程（夜間主2年制コース）	入学初年度	730,000円	730,000円
		2年度以降	830,000円	830,000円

2010年—2016年度入学者

学費	徴収	区分	課程	春学期	秋学期
----	----	----	----	-----	-----

	年度				
授業料	2021年度以降	先進理工学研究科	一貫制博士課程	341,500円	341,500円

学費	徴収年度	区分	課程	春学期	秋学期
授業料	2019年度以降	政治学研究科 経済学研究科 法学研究科 文学研究科 商学研究科 教育学研究科 社会科学研究科	博士後期課程	231,000円	231,000円
		基幹理工学研究科 創造理工学研究科 先進理工学研究科	博士後期課程	337,500円	337,500円
		人間科学研究科	博士後期課程	314,000円	314,000円
		スポーツ科学研究科	博士後期課程	323,500円	323,500円
		国際コミュニケーション研究科	博士後期課程	277,000円	277,000円

2016年度入学者（独立研究科および専門職学位課程）

学費	徴収年度	区分	課程	春学期	秋学期
授業料	2019年度以降	アジア太平洋研究科	博士後期課程	415,000円	415,000円
		日本語教育研究科	博士後期課程	365,000円	365,000円
		情報生産システム研究科	博士後期課程	392,500円	392,500円

2012年—2016年度入学者

学費	区分	課程	春学期	秋学期
教育環境整備費	政治学研究科 経済学研究科 法学研究科 文学研究科 商学研究科 教育学研究科 社会科学研究科 国際コミュニケーション研究科	博士後期課程	40,000円	40,000円
	基幹理工学研究科 創造理工学研究科 先進理工学研究科 人間科学研究科 スポーツ科学研究科	博士後期課程	55,000円	55,000円

※国際コミュニケーション研究科は2013年度入学者から適用

学費	研究科	専攻	課程	春学期	秋学期
----	-----	----	----	-----	-----

演習料	政治学研究科	政治学専攻	修士課程	1,500円	1,500円
			博士後期課程	1,500円	1,500円
	経済学研究科	経済学専攻	修士課程	1,500円	1,500円
			博士後期課程	1,500円	1,500円
	法学研究科	全専攻	修士課程	1,500円	1,500円
			博士後期課程	1,500円	1,500円
	商学研究科	商学専攻	修士課程	1,000円	1,000円
			博士後期課程	1,000円	1,000円
実験演習料	文学研究科	人文科学専攻（東洋哲学コース、フランス語フランス文学コース、美術史学コースに限る。）	修士課程	1,500円	1,500円
			博士後期課程	1,500円	1,500円
		人文科学専攻（心理学コースに限る。）	修士課程	15,000円	15,000円
			博士後期課程	15,000円	15,000円
		人文科学専攻（社会学コースに限る。）	修士課程	2,000円	2,000円
			博士後期課程	1,500円	1,500円
		人文科学専攻（演劇映像学コースに限る。）	修士課程	2,000円	2,000円
			博士後期課程	2,000円	2,000円
		人文科学専攻（日本語日本文学コース、東洋史学コース、文化人類学コースに限る。）	修士課程	1,000円	1,000円
			博士後期課程	1,000円	1,000円
		人文科学専攻（考古学コースに限る。）	修士課程	30,000円	30,000円
			博士後期課程	30,000円	30,000円
		人文科学専攻（現代文芸コースに限る。）	修士課程	250円	250円
		人文科学専攻（国際日本学コースに限る。）	修士課程	500円	500円
			博士後期課程	500円	500円
	基幹理工学研究科	数学応用数理専攻	修士課程	35,000円	35,000円
			博士後期課程	35,000円	35,000円
		材料科学専攻			
		機械科学・航空宇宙専攻	修士課程	48,000円	48,000円
		電子物理システム学専攻 表現工学専攻 情報理工・情報通信専攻	博士後期課程	48,000円	48,000円
	創造理工学研究科	建築学専攻 地球・環境資源理工学専攻	修士課程	48,000円	48,000円
			博士後期課程	48,000円	48,000円
		総合機械工学専攻	修士課程（第1年度）	47,000円	47,000円

先進理工学研究科		修士課程（第2年度）	48,000円	48,000円
		博士後期課程（第1年度）	47,000円	47,000円
		博士後期課程（第2年度・第3年度）	48,000円	48,000円
	経営システム工学専攻	修士課程	47,000円	47,000円
		博士後期課程	47,000円	47,000円
	経営デザイン専攻	修士課程	60,000円	60,000円
		博士後期課程	60,000円	60,000円
	建設工学専攻	修士課程	45,000円	45,000円
		博士後期課程	45,000円	45,000円
	物理学及応用物理学専攻	修士課程	39,750円	39,750円
		博士後期課程	47,250円	47,250円
	化学・生命化学専攻	修士課程	54,750円	54,750円
		博士後期課程（第1年度）	62,250円	62,250円
		博士後期課程（第2年度）	63,000円	63,000円
		博士後期課程（第3年度）	63,750円	63,750円
	応用化学専攻	修士課程（第1年度）	44,750円	44,750円
		修士課程（第2年度）	45,500円	45,500円
		博士後期課程（第1年度）	52,250円	52,250円
		博士後期課程（第2年度）	53,000円	53,000円
		博士後期課程（第3年度）	53,750円	53,750円
	生命医科学専攻	修士課程（第1年度）	54,750円	54,750円
		修士課程（第2年度）	55,500円	55,500円
		博士後期課程（第1年度）	52,250円	52,250円
		博士後期課程（第2年度）	53,000円	53,000円
		博士後期課程（第3年度）	53,750円	53,750円
	電気・情報生命専攻	修士課程（第1年度）	44,750円	44,750円
		修士課程（第2年度）	46,250円	46,250円
		博士後期課程（第1年度）	52,250円	52,250円
		博士後期課程（第2年度）	53,000円	53,000円
		博士後期課程（第3年度）	53,750円	53,750円

生命理工学専攻	修士課程（第1年度。総合機械系・情報系研究室を除く。）	44,750円	44,750円
	修士課程（第1年度。総合機械系・情報系研究室に限る。）	20,000円	20,000円
	修士課程（第2年度。総合機械系・情報系研究室を除く。）	46,250円	46,250円
	修士課程（第2年度。総合機械系・情報系研究室に限る。）	21,500円	21,500円
	博士後期課程（第1年度）	52,250円	52,250円
	博士後期課程（第2年度）	53,000円	53,000円
	博士後期課程（第3年度）	53,750円	53,750円
ナノ理工学専攻	修士課程（第1年度。ナノ基礎物性／ナノエレクトロニクス分野に限る。）	39,750円	39,750円
	修士課程（第1年度。ナノケミストリー分野に限る。）	44,750円	44,750円
	修士課程（第2年度。ナノ基礎物性／ナノエレクトロニクス分野に限る。）	40,500円	40,500円
	修士課程（第2年度。ナノケミストリー分野に限る。）	45,500円	45,500円
	博士後期課程（第1年度）	52,250円	52,250円
	博士後期課程（第2年度）	53,000円	53,000円
	博士後期課程	53,750円	53,750円

			(第3年度)		
		共同先端生命医科学専攻	博士後期課程 (第1年度—第3年度)	31,500円	31,500円
		共同先進健康科学専攻	博士後期課程 (第1年度)	52,250円	52,250円
			博士後期課程 (第2年度)	53,000円	53,000円
			博士後期課程 (第3年度)	53,750円	53,750円
		共同原子力専攻	修士課程	39,750円	39,750円
			博士後期課程	47,250円	47,250円
		先進理工学専攻	一貫制博士課程	39,750円	39,750円
	教育学研究科	学校教育専攻 国語教育専攻 英語教育専攻 社会科教育専攻 全専攻	修士課程 博士後期課程	1,500円 1,500円	1,500円 1,500円
	人間科学研究科	人間科学専攻（臨床心理学領域を除く。）	修士課程	35,000円	35,000円
		人間科学専攻（臨床心理学領域に限る。）	修士課程	45,000円	45,000円
		人間科学専攻	博士後期課程	35,000円	35,000円
	スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	修士課程	35,000円	35,000円
			博士後期課程	35,000円	35,000円
	国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション研究専攻	修士課程	2,000円	2,000円
			博士後期課程	2,000円	2,000円
	日本語教育研究科	日本語教育学専攻	修士課程	21,000円	21,000円
	情報生産システム研究科	情報生産システム工学専攻	修士課程	25,000円	25,000円
			博士後期課程	25,000円	25,000円
	法務研究科	法務専攻	専門職学位課程	50,000円	50,000円
	会計研究科	会計専攻	専門職学位課程	29,000円	29,000円
	環境・エネルギー研究科	環境・エネルギー専攻	修士課程（第1年度）	47,000円	47,000円
			修士課程（第2年度）	48,000円	48,000円
			博士後期課程（第1年度）	47,000円	47,000円
			博士後期課程（第2年度・第3年度）	48,000円	48,000円

別表3（第55条関係）

学費	徴収	区分	課程	聴講料
----	----	----	----	-----

	年度			
聴講料（1 単位につ き）	2024 年度	政治学研究科	修士課程（ジャーナリズムコ ースおよびグローバル公共政 策コースを除く。）	43,700円
			修士課程（ジャーナリズムコ ースに限る。）	56,500円
			修士課程（グローバル公共政 策コースに限る。）	60,400円
			博士後期課程	41,200円
		経済学研究科	修士課程	43,700円
			博士後期課程	41,200円
		法学研究科	修士課程	43,700円
			博士後期課程	41,200円
		文学研究科	修士課程	43,700円
			博士後期課程	41,200円
		商学研究科	修士課程	43,700円
			博士後期課程	41,200円
		基幹理工学研究科	修士課程	60,600円
			博士後期課程	58,100円
		創造理工学研究科	修士課程	60,600円
			博士後期課程	58,100円
		先進理工学研究科	修士課程	66,100円
			博士後期課程	58,100円
		教育学研究科	修士課程（数学教育専攻を除 く。）	43,700円
			修士課程（数学教育専攻に限 る。）	60,600円
			博士後期課程（教科教育学専 攻数学コースを除く。）	41,200円
			博士後期課程（教科教育学専 攻数学コースに限る。）	58,100円
			専門職学位課程	57,600円
		人間科学研究科	修士課程	57,600円
			博士後期課程	55,100円
		社会科学研究科	修士課程	43,700円
			博士後期課程	41,200円
		スポーツ科学研究科	修士課程	58,800円
			博士後期課程	56,300円
		アジア太平洋研究科	修士課程	81,200円
			博士後期課程	48,700円
		日本語教育研究科	修士課程	55,900円
		情報生産システム研究科	修士課程	68,200円
		法務研究科	専門職学位課程	55,700円
		会計研究科	専門職学位課程	71,600円
		環境・エネルギー研究科	修士課程	60,600円
			博士後期課程	58,100円
		国際コミュニケーション 研究科	修士課程	49,800円
			博士後期課程	47,300円

	経営管理研究科	専門職学位課程（全日制）	75,600円
		専門職学位課程（夜間主）	68,400円
	グローバルエデュケーションセンター	修士課程	43,700円
		博士後期課程	41,200円

学費	徴収年度	区分		春学期	秋学期
研究指導料	2024年度	政治学研究科	修士課程（ジャーナリズムコースおよびグローバル公共政策コースを除く。）	218,500円	218,500円
			修士課程（ジャーナリズムコースに限る。）	282,500円	282,500円
			修士課程（グローバル公共政策コースに限る。）	302,000円	302,000円
			博士後期課程	162,000円	162,000円
		経済学研究科	修士課程	218,500円	218,500円
			博士後期課程	162,000円	162,000円
		法学研究科	修士課程	218,500円	218,500円
			博士後期課程	162,000円	162,000円
		文学研究科	修士課程	218,500円	218,500円
			博士後期課程	162,000円	162,000円
		商学研究科	修士課程	218,500円	218,500円
			博士後期課程	162,000円	162,000円
		基幹理工学研究科	修士課程	303,000円	303,000円
			博士後期課程	226,750円	226,750円
		創造理工学研究科	修士課程	303,000円	303,000円
			博士後期課程	226,750円	226,750円
		先進理工学研究科	修士課程	330,250円	330,250円
			博士後期課程 一貫制博士課程	226,750円	226,750円
		教育学研究科	修士課程（数学教育専攻を除く。）	218,500円	218,500円
			修士課程（数学教育専攻に限る。）	303,000円	303,000円
			博士後期課程（教科教育学専攻数学コースを除く。）	162,000円	162,000円
			博士後期課程（教科教育学専攻数学コースに限る。）	226,750円	226,750円
		人間科学研究科	修士課程	287,750円	287,750円
			博士後期課程	214,250円	214,250円
		社会科学研究科	修士課程	218,500円	218,500円
			博士後期課程	162,000円	162,000円
		スポーツ科学研究科	修士課程	294,000円	294,000円
			博士後期課程	219,250円	219,250円
		アジア太平洋研究科	修士課程	405,750円	405,750円
			博士後期課程	243,750円	243,750円

	日本語教育研究科	修士課程	279,250円	279,250円
		博士後期課程	216,250円	216,250円
	情報生産システム研究科	修士課程	341,000円	341,000円
		博士後期課程	226,750円	226,750円
	環境・エネルギー研究科	修士課程	303,000円	303,000円
		博士後期課程	226,750円	226,750円
	国際コミュニケーション研究科	修士課程	248,750円	248,750円
		博士後期課程	187,000円	187,000円

変更事項を記載した書類

(変更の事由)

開設以来、独立大学院としてきた法務研究科を二階建て大学院である法学研究科の一専攻とすることにより、法学部・法学研究科・法務研究科の教育・研究等における組織的な連携をより強固なものとするため。

(変更点)

2025 年 4 月 1 日付で法学学術院の大学院を再編し、大学院法務研究科（法科大学院）を大学院法学研究科の専攻として統合することに伴い、早稲田大学大学院学則を一部改正する。

(1)法学研究科における専攻の設置および法務研究科の学生募集停止

2025 年 4 月 1 日付で法学研究科の専攻として法科大学院を設置する。

また、法務研究科については、2024 年度の入学者をもって学生募集を停止し、在籍者がいなくなった時点で同研究科を廃止する。

(2)統合後の法科大学院の名称

法学研究科 法曹養成専攻（専攻の英語名称：Juris Doctor Program）とする。なお、法学研究科のその他の専攻等名称は変更しない。

(3)統合後の定員

統合後の定員は、法学研究科および法務研究科の現行の定員を維持することとし、次のとおりとする。

2024 年度まで			2025 年度以降		
法学研究科			法学研究科		
	入学定員	収容定員		入学定員	収容定員
民事法学専攻(M)	35	70	民事法学専攻(M)	35	70
公法学専攻(M)	15	30	公法学専攻(M)	15	30
基礎法学専攻(M)	10	20	基礎法学専攻(M)	10	20
先端法学専攻(M)	20	20	先端法学専攻(M)	20	20
民事法学専攻(D)	22	66	民事法学専攻(D)	22	66
公法学専攻(D)	18	54	公法学専攻(D)	18	54
			法曹養成専攻(専門職)	200	600
合計	<u>120</u>	<u>260</u>	合計	<u>320</u>	<u>860</u>
法務研究科			法務研究科		
	入学定員	収容定員		入学定員	収容定員
法務専攻(専門職)	<u>200</u>	<u>600</u>	法務専攻(専門職)	<u>募集停止</u>	

早稲田大学大学院学則 新旧対照表

現 行					改 正				
早稲田大学大学院学則 1976年4月1日教務達第1号 《所管：教育企画課長》 (略) (研究科の構成) 第4条 本大学院に次の研究科をおき、各研究科にそれぞれの専攻をおく。					早稲田大学大学院学則 1976年4月1日教務達第1号 《所管：教育企画課長》 (略) (研究科の構成) 第4条 本大学院に次の研究科をおき、各研究科にそれぞれの専攻をおく。				
研究科	課程				研究科	課程			
	修士課程	専門職学位課程	博士後期課程	一貫制博士課程		修士課程	専門職学位課程	博士後期課程	一貫制博士課程
(略)					(略)				
法学研究科	民法法学専攻 公法学専攻 基礎法学専攻 先端法学専攻	＝	民法法学専攻 公法学専攻	—	法学研究科	民法法学専攻 公法学専攻 基礎法学専攻 先端法学専攻	法曹養成専攻 (法科大学院)	民法法学専攻 公法学専攻	—
(略)					(略)				
法務研究科	—	法務専攻 (法科大学院)	—	—	法務研究科	—	法務専攻 (法科大学院)	—	—
(略)					(略)				
(収容定員) 第5条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。					(収容定員) 第5条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。				
研究科	専攻	修士課程または専門職学位課程	博士後期課程または一貫制博士課程	合計収容定員	研究科	専攻	修士課程または専門職学位課程	博士後期課程または一貫制博士課程	合計収容定員

現 行							改 正						
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員			入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員		
(略)							(略)						
法学 研究科	民事法 学専攻	35	70	22	66	136	法学 研究科	民事法 学専攻	35	70	22	66	136
	公法学 専攻	15	30	18	54	84		公法学 専攻	15	30	18	54	84
	基礎法 学専攻	10	20	—	—	20		基礎法 学専攻	10	20	—	—	20
	先端法 学専攻	20	20			20		先端法 学専攻	20	20			20
	法曹養 成専攻 (法科 大学院)							法曹養 成専攻 (法科 大学院)	200	600	—	—	600
	計	80	140	40	120	260		計	280	740	40	120	860
法務 研究科	法務専 攻(法科 大学院)	200	600	—	—	600	法務 研究科	法務専 攻(法科 大学院)	募集停止				
(略)							(略)						
(略)							(略)						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の収容定員は、この規則による改正後の早稲田大学大学院学則第 5 条の規定にかかわらず、2025 年度および 2026 年度については、次の表に定めるとおりとする。

専攻	2025 年度	2026 年度
法曹養成専攻（法科大学院）	200 人	400 人

- 3 この規則の施行の日以後に法務研究科に研究科の変更または転入学を志望する者があった場合は、法務研究科は、学生が在籍する年次に限り、これを受け入れることができる。
- 4 この規則の施行の日以後に法務研究科に再入学を希望する者があった場合は、法務研究科は、再入学を希望する者が当該研究科において修了に必要な授業科目を履修することが可能であると認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

早稲田大学大学院法学研究科 法曹養成専攻（専門職学位課程）
学則変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容	P 2
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性	P 2
ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	P 5

資料目次

資料 1	： 法学学術院の体制	P 2
資料 2	： 各種委員会	P 2
資料 3	： 教員組織図	P 4
資料 4	： 人事の提議・採用の決定	P 4
資料 5	： 修了までのスケジュール	P 5
資料 6	： 修了までのスケジュール（未修者 2 年次必修科目計画履修制度）	P 6
資料 7	： 履修モデル	P 7
資料 8	： 各学年・学期の履修上限単位数	P 9
資料 9	： 成績評価	P 9
資料 10	： 既存の法学研究科および法務研究科の教員組織	P 10
添付 1	： 法学学術院規則	P 11
添付 2	： 早稲田大学大学院法学研究科規則	P 15
添付 3	： 早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約	P 19
添付 4	： 教育課程等の概要	P 25
添付 5	： 教員年齢構成	P 29

※ 以下では、特に断りのない限り、次の略称を用いる。

「本専攻」： 本申請において、早稲田大学大学院法学研究科に新たに設置する早稲田大学
大学院法学研究科法曹養成専攻

「法務研究科」： 既存の早稲田大学大学院法務研究科

「法学研究科」： 既存の早稲田大学大学院法学研究科

「法学学術院」： 早稲田大学法学学術院

「法学部」： 早稲田大学法学部

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

2025 年 4 月 1 日付で法学研究科の一専攻として本専攻を設置し、入学定員 200 人、収容定員 600 人とする。

なお、法務研究科（入学定員 200 人、収容定員 600 人）については、2024 年度の入学者をもって学生募集を停止し、在籍者がいなくなった時点で廃止する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

（1） 法学部との連携強化の要請

2004 年 4 月に設置された法務研究科は、法曹養成のための専門職大学院である法科大学院として、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力と優れた交渉・説得の能力を持つとともに、幅広い教養と高い人権感覚をもって社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決することのできる志の高い法曹、すなわち、社会をリードする質の高い法律専門職の養成を目的として掲げ、実際にも、そのような法曹を多数輩出してきた。

しかし、この間に、法科大学院制度と司法試験制度には大きな変化が生じている。2020 年には、法学部に「法曹コース」が設置され、学部 3 年・法科大学院 2 年の 5 年一貫型の法曹教育（いわゆる「3+2」制度）が始まった。さらに、従来は法科大学院修了後に司法試験を受験する制度になっていたところ、2023 年からは、法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能になった。これらの変化に対応して、法務研究科では、2021 年より、「3+2」制度に対応した入試を実施するとともに、法科大学院在学中の司法試験受験に対応した新たなカリキュラムを導入した。

以上の制度変化は法曹養成教育の期間を短縮化するものであり、これに本格的に対応するためには、法務研究科入学前すなわち法学部段階での法曹養成教育を強化することが必要である。「3+2」制度のもとで法学部を早期卒業して法務研究科に入学する学生はもちろんのこと、通常の 4 年間で法学部を卒業して法務研究科に入学する学生にとっても、法務

研究科に入学してから司法試験を受験するまでの期間は 1 年 3 か月（法学既修者として入学した場合）または 2 年 3 か月（法学未修者として入学した場合）しかない。法学部において、これまで以上に法曹養成を意識した教育を行うことによって、これらの学生が法曹になるための基礎的な素養を修得した上で法務研究科に入学することが求められている。

法学部の「法曹コース」では既に、以上の問題状況を踏まえたカリキュラム編成と講義内容が用意され、法務研究科所属の教員と法学部所属の教員が一体となって教育を行っているが、これを組織面においても強化することが課題となっている。さらに、早稲田の法科大学院が司法試験の合格者数・合格率においてトップ・ロースクールとしての位置を維持・向上させるためにも、法学部と法務研究科とのこれまで以上の密接な連携が不可欠である。そのためには、法学部と法科大学院との組織的な連携を「外部からも見える形」にすることが必要である。

（2） 法学研究科との連携強化の要請

他方で、法学研究科と法科大学院との連携も必要になっている。

（a） まず、教育・研究の側面における連携である。法科大学院制度の導入後、新たな法学者は法科大学院出身者から輩出される傾向にある。とりわけ訴訟法や会社法など、実務と近接する科目においてこの傾向が顕著である。主要な国立大学では、これらの科目の研究者は、法科大学院修了者が従来の研究者養成の博士課程に進むことで養成されるようになっている。さらに、これらの科目以外でも、実務と理論の密接な関係を意識したカリキュラム・教育内容が高度な法学教育において重要性を増してきている。ここでは、研究者を目指す法学研究科の学生が法務研究科で開設された科目を受講する、法務研究科所属の教員が法学研究科で研究者養成の一翼を担う、といった柔軟な対応が求められている。

（b） 次に、法学教育のグローバル化を進めるための連携である。法務研究科は、アメリカ・カナダなどの名門大学のロースクールや台湾の司法官学院などと学生交換協定を締結し、日本の法科大学院としてもっとも多くの外国人学生を受け入れてきている。これに対応するために、英語による講義も多数提供しており、それらは質・量ともに他の法科大学院の追従を許されないものである。他方で、法学研究科は、先端法学専攻・現代アジア・リージョン法 LL.M.を設置し、修士 1 年制の英語学位プログラムとして、日本でもっとも充実した英語による高度法学教育を誇っている。しかし、各々トップレベルにあるにもかかわらず、両研究科のプログラムの相互交流は限定されたものとどまってきた。グローバル化が進展するなか、法学分野においても個々の法体系の枠を超えて、共通の問題を比較法や国際法などの観点から議論することが必要となっており、そうした点で英語学位プログラム・日本語学位プログラムのいずれにおいても、優秀な学生を海外から糾合できるプログラムのさらなる充実が重要である。このような観点から、英語での教育指導を担える教員団を統合的に組織して、一体化したプログラムを提供し、法学分野のグローバル拠点を構築することが求められている。

(3) 法曹養成専攻の設置

上記(1)(2)で述べた課題を効果的に解決するためには、法学部・法学研究科・法務研究科の組織的な統合を進めることが必要かつ有益である。

そこで、既存の法務研究科を法学研究科に統合し、法学研究科のもとに新たな専攻として「法曹養成専攻」(本専攻)を設置する。これにより、既存の法務研究科は法学研究科の一専攻となり、法学研究科との組織的な統合が実現される。なお、法学研究科(その一専攻である法曹養成専攻)と法学部とは組織的に別であるものの、法学部と法学研究科を包含する組織として法学学術院が存在していることから、法学学術院のレベルで教員組織の統合は既に行われている。

このような組織的な統合を基盤として、本専攻は、法曹養成教育における学部教育との連携強化((1))、大学院教育における理論研究と実務的知見との融合((2)(a))、法学分野における英語による教育カリキュラムの拡充とグローバル拠点の構築((2)(b))などを主要な目的とする。

なお、法学学術院の体制については、次の通りである。

(4) 法学学術院の体制

本専攻が所属する法学研究科は、法学部とともに法学学術院に所属している。法学学術院の会議体および運営機構は、「資料1：法学学術院の体制」の通りである。

(5) 法曹養成専攻運営委員会

本専攻に法曹養成専攻運営委員会(以下「専攻運営委員会」という)を設置し、原則として毎月1回開催する。

専攻運営委員会が審議するのは以下の事項である。これらの事項に関する専攻運営委員会の議決は、本専攻が所属する法学研究科運営委員会の議決とみなされ、さらに、法学学術院の議決とみなされる(添付1：法学学術院規則第4条3項、添付2：早稲田大学大学院法学研究科規則第4条4項参照)。

- ・ 研究および教育に関する事項
- ・ 専攻運営委員の選任に関する事項
- ・ 客員教員および非常勤講師の嘱任、休職および解任に関する事項
- ・ 学位の授与に関する事項
- ・ 教育課程に関する事項
- ・ 授業科目の担当に関する事項
- ・ 学生の試験および履修単位に関する事項
- ・ 学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項
- ・ 法曹養成専攻長(法科大学院長)候補者の選挙に関する事項

- ・ 専攻運営委員会の運営に関する事項

法曹養成専攻の運営を円滑に行うために、「資料2：各種委員会」を設置する。

(6) 法曹養成専攻運営委員会の構成員と自主性・独立性の確保

法学学術院では、教員等（専任教員、特任教授、任期付教員、常勤研究員、助教、助手および研究助手）はすべて、法学学術院に所属している。常勤の教員等の人事手続も法学学術院で行われ、採用の可否は法学学術院教授会で決定される。

もっとも、法学学術院教授会で採用が決定された教員が、直ちに専攻運営委員会の構成員（以下「専攻運営委員」という）になるわけではない。

専攻運営委員は、本専攻の授業科目を担当する法学学術院の専任教員（専任講師を除く）、特任教授および任期付教員、並びに、法学学術院長および法学研究科長の中から、専攻運営委員会が選任するものとしている（添付3：早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約第2条2項参照）。つまり、専攻運営委員会が専権的かつ独立に専攻運営委員を選任する仕組みを採用することによって、本専攻の構成員に関する人事の面について、本専攻の運営における自主性・独立性が確保されている。

そして、上記（5）で述べたように、そのようにして選任された専攻運営委員から構成される専攻運営委員会が上記（5）に関する審議事項を議決すると、その議決が法学学術院の議決とみなされることになる。このような仕組みを採用することによって、本専攻のカリキュラムや授業科目の担当者などの面についても、本専攻の運営における自主性・独立性が確保されている。

なお、みなし専任教員（3名を予定）も、専攻運営委員に選任されると、専攻運営委員として専攻運営委員会の審議・議決に当然に参加する。

関連資料 「資料3：教員組織図」、「資料4：人事の提議・採用の決定」

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

(1) 本専攻の教育課程

(a) 教育課程の編成の考え方

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定めている通り、1年次は法律基本科目の基本的理解を、2年次は法律基本科目の発展的理解をそれぞれはかり、3年次は、法律基本科目の理解に基づいて事案への適用力を養うとともに、実務基礎を修得し、展開・先端科目を学修する。全体としては、法律基本科目を重層的・体系的に積み上げることにより、個々の法分野についての理解を繰り返し確認するとともに、学修で得た知識を法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を深化させることを目指している。なお、以上のカリキュラムポリシーの中に基礎法・外国法基礎・国際関係基礎・隣接科目の記載がないが、こ

これらの科目は、歴史などの法以外の素養や外国法の知見などから、上記の法律基本科目等の理解を骨太なものにする科目として位置づけており、その重要性は上記の法律基本科目等と変わらない。

以上は、既存の法務研究科における考え方と変わらない。

(b) 設置科目とその体系

以上の考え方に基づいて、次の科目区分ごとに所定の科目を体系的に設置している（具体的な科目区分と科目名、配当年次・学期等については、「添付4：教育課程等の概要」を参照）。これらの科目の設置は、法科大学院の認証評価機関である日弁連法務研究財団が設定した「法科大学院認証評価基準」に沿ったものであり、既存の法務研究科と同様である。

各科目の単位時間数については、法科大学院の設置科目はいずれも十分な予習・復習が要求されることから、1単位につき45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

(i) 法律基本科目 1年次に法律基本科目（基礎）を、2年次に法律基本科目（応用）をそれぞれ設置する。社会をリードする質の高い法律専門職を養成するに当たり、これらの法律基本科目を学ぶことは必須であり、司法試験の試験科目でもあることから、必修科目とする。

- ・ 法律基本科目（基礎） 必修30単位： 憲法Ⅰ・Ⅱ（4単位）、民法Ⅰ～Ⅴ（12単位）、基礎会社法Ⅰ・Ⅱ（4単位）、基礎民事訴訟法（4単位）、刑法Ⅰ・Ⅱ（4単位）、基礎刑事訴訟法（2単位）
- ・ 法律基本科目（応用） 必修32単位： 憲法総合（2単位）、行政法（2単位）、行政法総合（2単位）、民法総合Ⅰ～Ⅲ（6単位）、会社法総合Ⅰ～Ⅲ（6単位）、民事訴訟法総合Ⅰ～Ⅲ（6単位）、刑法総合Ⅰ・Ⅱ（4単位）、刑事訴訟法総合Ⅰ・Ⅱ（4単位）

(ii) 実務系基礎科目 実務系基礎科目を3年次に設置する（一部の科目は、未修者に限り、1年次に履修することも可能）。法律専門職として実務に携わる以上、実務の基礎を学ぶことは必須であることから、必修科目および選択必修科目とする。

- ・ 実務系基礎科目 必修6単位： 民事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱ（2単位）、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ・Ⅱ（2単位）、法曹倫理（2単位）
- ・ 実務系基礎科目 選択必修4単位： 臨床法学教育（民事）、エクスターンシップ、模擬裁判（民事）など

(iii) 展開・先端科目 展開・先端科目を3年次に配置する。ただし、司法試験選択科目である展開・先端科目については、4単位を修得することが司法試験在学中受験の資格になっていることから、2年次に配置して必修とする。

- ・ 展開・先端科目（司法試験選択科目） 必修4単位： 倒産法Ⅰ・Ⅱなど
- ・ 展開・先端科目（司法試験選択科目以外）： 不動産法特殊講義、消費者法など

(iv) 基礎法・外国法基礎・国際関係基礎・隣接科目 社会をリードする質の高い法律専門職を養成するためには、単に現在の法律を解釈・適用する能力だけでなく、歴史的な

素養や外国法の知見などを身につけることも必要であることから、これらの科目を選択必修科目として設置する。

- ・ 基礎法・外国法基礎・国際関係基礎・隣接科目 選択必修 4 単位： 司法制度の基礎理論、法史学、外国法基礎（英米法）など

(v) その他の科目 司法試験を見据えつつ、法律基本科目で学んだ知識を具体的な事案の中で使えるようにすることや法律基本科目で学んだことをさらに深めることなどを目的として、法律基本科目（応用演習）、法律基本科目（その他）を設置する。

- ・ 法律基本科目（応用演習）： 民法応用演習など
- ・ 法律基本科目（その他）： 民法入門演習、商法総則・商行為法など

設置科目の一覧は、「添付 4：教育課程等の概要」を参照。

(vi) 臨床法学教育（リーガル・クリニック）およびエクスターンシップ 学生が将来優れた実務法曹になるためには、学生時代から法実務に接し、教室で学んだ法的知識が実際の現場でどのように使われるかを体験することが有益である。既存の法務研究科は、このような理解に基づき、臨床法学教育（リーガル・クリニック）の科目を設置し、学生が依頼者の法律相談に対応したり、訴状や準備書面などの文書を作成するなどの機会を設けている。

また、以上と同様の理解から、既存の法務研究科は、エクスターンシップの科目を設置している。これは、学生を一定期間、外部の法律事務所や企業・官公庁等の受入機関に派遣し、学生が法実務の現場に触れるとともに、将来目指そうとする法曹像を明確にすることにもつながる有意義なプログラムである。

臨床法学教育（リーガル・クリニック）およびエクスターンシップはともに、既存の法務研究科を特徴づける重要な科目であり、これらの科目の履修を希望して法務研究科に入学する者も多い。

本専攻も、法務研究科の以上の理解と伝統を継承し、臨床法学教育（リーガル・クリニック）およびエクスターンシップの科目を設置する。その上で、これらの科目が「人が人を育てる」教育として重要な意味を持つことを改めて確認した上で、これらの科目の充実に力を入れていく（2024 年度から 5 年間実施される文部科学省高等教育局専門教育課「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に申請している）。

(2) 定員変更後の法学研究科全体の教育課程との関係

以上の（1）で述べた本専攻における教育課程の編成の考え方および設置科目は、既存の法務研究科と同様のものを、定員変更後も本専攻の中で維持するものである。

他方で、既存の法学研究科における教育課程の編成の考え方と設置科目については、定員変更の前後を通じて、変更は生じない。したがって、定員変更前の教育課程と比較して、同等以上の内容が当然に担保されている。

なお、上述の通り、本専攻の設置科目は既存の法務研究科の設置科目を維持するものであり、他学部等に影響を与える授業科目等は存在しない。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

(1) 本専攻の教育方法及び履修指導方法

(a) 修了要件

本専攻に3年以上在学し、所定の単位（93単位）を修得して、所定の教育課程を修了することである。

ただし、法学既修者は、修了に必要な単位のうち、1年必修科目「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「民法Ⅴ」「基礎民事訴訟法」「基礎会社法Ⅰ」「基礎会社法Ⅱ」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「基礎刑事訴訟法」「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」の30単位を修得したものとみなし、法学既修者として、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができるものとする。

(b) 修了までのスケジュール

修了までのスケジュール（科目区分ごとの修了必要単位数、配当年次・学期）は、「資料5：修了までのスケジュール」の通りである。

なお、法学未修者については、2年次必修科目の理解が消化不良になることを回避するために、2年次必修科目の一部を3年次に繰り延べる「未修者2年次必修科目計画履修制度」を設けており、希望する法学未修者はこの制度の適用を受けることができる。この制度が適用される場合の修了までのスケジュールは、「資料6：修了までのスケジュール（未修者2年次必修科目計画履修制度）」の通りである。

(c) 履修モデル

以上のスケジュールを踏まえて学生に提示する履修モデルは、「資料7：履修モデル」の通りである。

(d) 履修科目の年間登録上限

各学年・学期の履修上限単位数は、「資料8：各学年・学期の履修上限単位数」の通りである。これは、日弁連法務研究財団「法科大学院認証評価基準」に従ったものであり、法曹に必要な素養を身につけるためには予習・復習など個々の設置科目の学修に十分な時間を充てる必要があるという考えに基づくものである。

(e) 教育方法

各科目の授業内容に応じて、適切な教育方法を用いる。

具体的には、1年次の必修科目は法学未修者を対象にすることから、講義形式を中心とし

つつ、適宜に双方向・多方向の形式を織り交ぜて行う。これに対して、2 年次以降の必修科目、実務系基礎科目、展開・先端科目等では、受講生が基礎的な知識を有することを踏まえて、双方向・多方向の形式を中心とする。また、問題演習を中心とする科目では、口頭報告、法律文書の作成なども適宜に取り入れる。

以上の教育方法を効果的に用いるためには、1 クラス当たりの受講生を適切な人数にするのが適切である。日弁連法務研究財団「法科大学院認証評価基準」では、法律基本科目について同時に授業を行う学生数を原則として 50 人以下にするものとされており、本専攻に設置された法律基本科目でも、これに従うものとする（既存の法務研究科に設置された法律基本科目では、受講生が 50 人を超えるクラスはない）。また、それ以外の科目については、上記認証評価に特に基準は定められていないが、上述の教育方法に照らし、できる限り 50 人を超えないようにする（既存の法務研究科に設置された法律基本科目以外の科目では、ごく一部の科目を除き、1 クラス当たりの受講生は 50 人を超えていない）。

(f) 学位の質の担保

法務博士（専門職）の学位の質を担保するために、以下の措置を講じる。これらは、既存の法務研究科で講じている措置と同様である。

(i) 成績評価

成績評価は、各科目の内容に応じて、試験、レポート、平常点等の方法で行う。

成績評価の内容は、後述の通りである。法科大学院では厳格な成績評価が要求されていることから、合格・不合格の評価は、厳格な基準に基づく絶対評価で行う。また、合格の評価の中で、「資料 9：成績評価」に示した割合による相対評価を行う（ただし、少人数のクラス等では、この割合を厳格に適用せずに、相対評価の趣旨を踏まえつつ、担当教員の判断により柔軟に判断することができるものとする）。

(ii) 再試験

必修科目、及び、司法試験選択科目のうち担当教員が再試験を行うことを決定した科目について、不合格（F）または試験不受験（H）（正当な理由による試験欠席として研究科長が認めた場合に限る）の成績評価を受けた学生を対象として、再試験を行う。

不合格（F）の成績評価を受けた学生を対象とする再試験は、救済措置ではなく、当該科目で修得すべき知識・素養が身についているかどうかを厳格にチェックするための試験として行う。したがって、再試験による評価は、「C」（60 点）あるいは「F」（59 点以下）のいずれかとなる。

(iii) 進級要件

カリキュラム・ポリシーに定めるところに従い、1 年次の法律基本科目の基本的理解を達

成した学生のみが、2年次に進級することができる。また、2年次の法律基本科目の発展的理解を達成した学生のみが、3年次に進級することができる。具体的な進級要件は、次の通りである。

1年生から2年生へ

- ① 1年次必修科目（法律基本科目 13 科目・30 単位）のうち 11 科目以上かつ 26 単位以上を修得し、かつ 1 年次必修科目（法律基本科目）の全体の GPA が 1.2 を超えていること。ただし、当該年度の共通到達度確認試験の成績が全国の下位 15%以下の学生は、上述の修得要件に加え、1 年次必修科目（法律基本科目）全体の GPA が 2.0 以上であること。
- ② 2年次に進級できなかった学生は、1 年次必修科目（法律基本科目）のうち A+または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての必修科目（法律基本科目）を再履修する。ただし、1 年次必修科目（法律基本科目）以外の科目の成績は、成績評価にかかわらず確定とする。
- ③ 2年次に進級できなかった学生は、2 年次配当科目を履修することはできない。
- ④ 2年次に進級できなかった学生は、2 回目の 1 年次終了時に、1 年次必修科目（法律基本科目）のうち 11 科目以上を修得し、かつ 1 年次必修科目（法律基本科目）全体の GPA が 1.8 を超えている場合に 2 年次に進級できる。ただし、当該年度の共通到達度確認試験の成績が全国の下位 15%以下の学生は、上述の修得要件に加え、1 年次必修科目全体の GPA が 2.0 以上でなければならない。
- ⑤ 2 回目の 1 年次終了時に、2 年次に進級できなかった学生は、在学年数満了退学となる。

附則

当該年度の共通到達度確認試験の成績が全国の下位 20%以下の学生は、進級・未進級にかかわらず、一律、個人指導をおこなう。

共通到達度確認試験について

法学未修者教育の質保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために実施するものです。

全国の法科大学院未修入学 1 年生は、この試験の受験が義務化されていますので、必ず受験しなければなりません（試験の詳細は入学後に案内）。

2年生から3年生へ

2年次に1年次必修科目（法律基本科目）を再履修する場合については、別途定める進級要件によるものとする。

- ① 2年次必修科目（法律基本科目 16 科目・32 単位）の GPA が 1.5 を超えていること。
- ② 3年次に進級できなかった学生は、2年次必修科目（法律基本科目）のうち A+または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての必修科目（法律基本科目）を再履修する。ただし、2年次必修科目（法律基本科目）以外の科目の成績は、成績評価にかかわらず確定とする。
- ③ 3年次に進級できなかった学生は、3年次配当科目を履修することはできない。
- ④ 3年次に進級できなかった学生は、2回目の2年次終了時に、2年次必修科目（法律基本科目）のうち 14 科目以上を修得し、かつ2年次必修科目（法律基本科目）全体の GPA が 1.5 を超えている場合に限り、3年次に進級できる。
- ⑤ 2回目の2年次終了時に、3年次に進級できなかった学生は、在学年数満了退学となる。

< 2年次に1年次必修科目（法律基本科目）を再履修する場合の2年生から3年生への進級要件 >

2年次に1年次必修科目（法律基本科目）を再履修する場合については、以下の進級要件によるものとする。なお、「繰り延べ科目」とは、1年次必修科目（法律基本科目）を2年次に再履修することにより2年次の年間履修上限単位数（36 単位）を超過する場合に、これを超過しないようにするため、2年次秋学期必修科目（法律基本科目 8 科目・16 単位）のうち、その履修を次年度に繰り延べる科目のことをいう。

- ① 履修していない繰り延べ科目を除く2年次必修科目（法律基本科目）の GPA が 1.5 を超えていること。
- ② 3年次に進級できなかった学生は、2年次必修科目（法律基本科目）のうち A+または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての必修科目（法律基本科目）を再履修する。ただし、2年次必修科目（法律基本科目）以外の科目の成績は、成績評価にかかわらず確定とする。
- ③ 3年次に進級できなかった学生は、3年次配当科目を履修することはできない。
- ④ 3年次に進級できなかった学生は、2回目の2年次終了時に、2年次必修科目（法律基本科目）のうち 14 科目以上を修得し、履修していない繰り延べ科目を除く2年次必修科目（法律基本科目）全体の GPA が 1.5 を超えている場合に限り、3年次に進級できる。
- ⑤ 2回目の2年次終了時に、3年次に進級できなかった学生は、在学年数満了退学となる。

○未修者 2 年次必修科目計画履修制度適用者

2 年生から 3 年生へ

未修者 2 年次必修科目計画履修制度の適用者は以下の進級要件とする。

- ① 本制度の 2 年次必修科目（法律基本科目 11 科目・22 単位）の GPA が 1.5 を超えていること。
- ② 3 年次に進級できなかった学生は、本制度の 2 年次必修科目（法律基本科目）のうち A + または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての必修科目（法律基本科目）を再履修する。ただし、2 年次必修科目（法律基本科目）以外の科目の成績は、成績評価にかかわらず確定とする。
- ③ 3 年次に進級できなかった学生は、3 年次配当科目を履修することはできない。
- ④ 3 年次に進級できなかった学生は、2 回目の 2 年次終了時に、本制度の 2 年次必修科目（法律基本科目）のうち 9 科目以上を修得し、かつ 2 年次必修科目（法律基本科目）全体の GPA が 1.5 を超えている場合に限り、3 年次に進級できる。
- ⑤ 2 回目の 2 年次終了時に、3 年次に進級できなかった学生は、在学年数満了退学となる。

G P A の計算方法

成績評価	素点	Grade Point
A +	90 点以上	4 点
A	89 点 ～ 80 点	3 点
B	79 点 ～ 70 点	2 点
C	69 点 ～ 60 点	1 点
F	59 点以下	0 点
G・H	—	0 点
P・Q	—	計算対象外

$$\frac{4 \times \text{「A+」の修得単位数} + 3 \times \text{「A」の修得単位数} + 2 \times \text{「B」の修得単位数} + 1 \times \text{「C」の修得単位数}}{\text{対象となる科目の総履修登録単位数（不合格科目を含む）}}$$

(2) 定員変更後の法学研究科全体の教育方法及び履修指導方法

以上の（1）で述べた本専攻の教育方法及び履修指導方法は、既存の法務研究科と同様のものを、定員変更後も本専攻の中で維持するものである。

他方で、既存の法学研究科における教育方法及び履修指導方法については、定員変更の後を通じて、変更は生じない。したがって、定員変更前の教育方法や履修指導方法と比較して、同等以上の内容が当然に担保されている。

なお、(1) で述べた教育方法及び履修指導方法等は本専攻においてのみ実施されるものであり、他学部等への影響はない。

(ウ) 教員組織の変更内容

(1) 既存の法学研究科および法務研究科の教員組織

既存の法学研究科および法務研究科の教員組織は、次のとおりである（資料 10：既存の法学研究科および法務研究科の教員組織）

教員（一部の実務家教員は除く）はすべて、法学部・法学研究科・法務研究科を包含する組織である法学学術院に所属した上で、法学部と法務研究科のいずれかを本属としている（ただし、両者を本属とする教員が 4 名いる）。

法学研究科の教員組織（法学研究科運営委員会）は、法学部を本属として法学研究科を兼任する法律科目担当教員と、法務研究科を本属として法学研究科を兼任する教員によって構成されている。これは、「法学研究科運営委員会の構成員の件に関する方針」（2021 年 7 月 28 日法学研究科運営委員会承認）に基づいている。

法務研究科の教員組織は、法務研究科を本属とする教員によって構成されている。

(2) 変更後の法学研究科および本専攻の教員組織

本学則変更（収容定員変更）後の法学研究科および本専攻の教員組織は、「資料 3：教員組織図」のようになる。

変更後の法学研究科の教員組織（法学研究科運営委員会）は、次の者によって構成される（添付 2：早稲田大学大学院法学研究科規則第 3 条）。これは、上記の「法学研究科運営委員会の構成員の件に関する方針」に基づいており、既存の法学研究科の教員組織を踏襲している。

- ・ 法学研究科の研究指導を担当する法学学術院の専任教員（専任講師を除く）
- ・ 法学研究科の研究指導を担当する法学学術院の特任教授および任期付教員のうち、研究科運営委員会が選任する者
- ・ 法学研究科の授業科目を担当する法学学術院の専任教員、特任教授および任期付教員のうち、研究科運営委員会が選任する者

以上の手続によって決定される法学研究科の構成員は、94 名を予定している。

法学研究科のうち本専攻の教員組織（法学研究科法曹養成専攻運営委員会）は、本専攻の授業科目を担当する法学学術院の専任教員（専任講師を除く）、特任教授および任期付教員、並びに、法学学術院長および法学研究科長の中から、専攻運営委員会が選任する者によって構成される（添付 3：早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻規約第 2 条）。

以上の手続によって決定される本専攻の構成員は、次に述べる通り、40 名を予定している。これは、法科大学院において設置基準上必要とされる専任教員数 40 名を満たしている。また、法科大学院に対して要求されている S/T 比率（教員 1 人あたり学生 15 人以下）も満

たしている。以上の状況も、既存の法務研究科と変わらない。

・教員の構成

本専攻に専任教員 40 名を置く。その他、本専攻の設置科目を担当するために必要な教員は、兼任教員または兼任教員をもって充てる。

完成年度の 3 月 31 日時点における専任教員の年齢構成は、「添付 5：教員年齢構成」の通りである。60 代の専任教員が多いが、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化に支障が生じることはない。ただし、今後の人事政策として、専任教員の退職に伴う補充に際しては、39 歳以下の若手教員を積極的に採用するようにする。なお、専任教員の定年は 70 歳である。

(3) 小括

以上のように、本学則変更（収容定員変更）後の法学研究科および本専攻の教員組織は、既存の法学研究科および法務研究科の教員組織と実質的に変わらない。したがって、定員変更前と比較して、同等以上の教員組織が担保されている。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

本学則変更（収容定員変更）後も、法学研究科および本専攻は、既存の法学研究科および法務研究科の施設・設備を使用する。これによると、変更前の施設・設備と比較して、同等以上の内容が当然に担保されている。

既存の法務研究科の施設・設備について、具体的には以下の通りである。

教室、自習室、図書館、法令・判例・学術文献等のデータベースは、既存の法務研究科と同様のものを使用し、新たに整備するものはない。すなわち、教室は、早稲田大学早稲田キャンパス 27 号館の教室を主に使用する。自習室は、27 号館内の自習室の他、早稲田キャンパス内の大学院生が使用可能な自習室が存在する。教員の研究室については、27 号館に隣接した 8 号館の 7～12 階に設置されており、学生が容易に訪れることができる。研究室のある各階（7～12 階）には学生指導室（合計 6 室）が設置されており、オフィスアワーで活用されるほか、教員が複数の学生とコミュニケーションをとる際に利用することができる。

図書館は、早稲田キャンパス内の高田記念図書館、中央図書館、法学部学生読書室が存在しており、いずれも、本専攻の設置科目の予習・復習や試験勉強、レポート作成等に必要な書籍や雑誌を所蔵している。また、国内外の他大学・他機関の図書館を訪問利用したり、現物または複写物の取り寄せを依頼することができる。1986 年から図書館相互協力協定を結んでいる「慶應義塾大学」などと図書館協定を結んだ大学では、教職員証・学生証で入館できる。

法令・判例・学術文献等のデータベースは、法科大学院教育研究支援システムが提供する

データベースの他、図書館で導入しているデータベースが使用可能である。

学生による能動的な授業参加と密度の高い授業を実現するためには、学生の予習・復習や自学自習が不可欠である。そのためのシステムとして、既存の法務研究科と同様に、法科大学院教育研究支援システムを使用する。

以上の施設・設備等に関しては、法科大学院の認証評価機関である日弁連法務研究財団による認証評価（2021 年度）にて、「施設・設備（１）〈施設・設備の確保・整備〉」および「施設・設備（２）〈図書・情報源の整備〉」のいずれの項目においても A 評価（多段階評価の最高ランクの評価）を受けている。本専攻は、既存の法務研究科のこれらの施設・設備等をそのまま承継することになるので、施設・設備等は十分に整備されている。